資料情分１６－２

独立行政法人情報通信研究機構が
達成すべき業務運営に関する目標（案）

平成２３年　月　日

総務省

目次

序文　情報通信技術を巡る現状と独立行政法人情報通信研究機構に期待される役割 1
Ⅰ　中期目標の期間 1
Ⅱ　業務運営の効率化に関する事項 2
　１　効率化目標の設定等 2
　２　地域連携・国際連携の重点化 2
　３　契約の点検・見直し 2
　４　保有資産の見直し 2
　５　自己収入の拡大 2
　６　内部統制の強化 3
Ⅲ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 3
　１　研究開発業務 3
　２　研究支援業務・事業振興業務 6
　３　その他 9
Ⅳ　財務内容の改善に関する事項 10
　１　一般勘定 10
　２　基盤技術研究促進勘定 10
　３　債務保証勘定 10
　４　出資勘定 10
　５　通信・放送承継勘定 11
Ⅴ　その他業務運営に関する重要事項 11
　１　施設及び設備に関する計画 11
　２　業務・システムの最適化の推進 11
　３　業務運営上の安心・安全の確保 11
　４　省エネルギーの推進と環境への配慮 11
　５　情報の公開・保護 12
別添　研究開発課題 13

序文　情報通信技術を巡る現状と独立行政法人情報通信研究機構に期待される役割

情報通信はあらゆる国民生活を支える重要な社会インフラであり、国民生活の利便性向上、社会の安心・安全の確保、社会の低炭素化等を実現していくための共通基盤として必要不可欠なものとなっている。

平成２２年６月に閣議決定された「新成長戦略」において、我が国の強みを活かす成長分野として環境・エネルギー、健康等が挙げられるとともに、成長を支えるプラットフォームとしてＩＣＴが重要視され、ＩＣＴの徹底的な利活用による約７０兆円の新市場の創出が目標として掲げられていることをはじめ、「新たな情報通信技術戦略」や、第４期科学技術基本計画に向けた総合科学技術会議に対する諮問第 11 号「科学技術に関する基本政策について」に対する答申においてもＩＣＴの開発や利活用の重要性が指摘されている。

また、昨今の厳しい経済情勢の中で民間企業における研究開発投資が特に基礎研究分野で減少している現状において、公的研究機関に対する期待や、その果たす役割の重要性がますます高まっている。

独立行政法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）には、ＩＣＴ分野を専門とする我が国唯一の公的研究機関として、国際動向を踏まえつつ、国の情報通信政策との密接な連携の下、旧国研時代から培ってきた高度な研究開発能力や知的・技術的蓄積、また、その中立性・公共性を活かしつつ、大学や民間企業では実施できないような長期間にわたり組織的に推進すべき研究開発を実施するとともに、産学官連携及びグローバル展開の中核としての役割を果たすことが期待される。そして、２０～３０年後の次の世代まで繋がるような技術的基盤を築いていくことが期待される。

具体的には、新成長戦略などの国の政策のもとで、従来以上に成果還元意識を徹底して、環境問題など地球的規模の課題の解決、医療・教育の高度化など国民生活の向上に貢献する研究開発を推進すると同時に、中長期的取り組みによるイノベーション創出等による国際競争力強化、経済成長等に貢献していくための研究を推進することが期待される。また、これまでに蓄積してきた知的共通基盤のより一層の活用を図るとともに、産学官連携に不可欠なテストベッドの開発・運用、産学との共同研究やフォーラム活動、海外との研究協力や支援などの様々な手段を活用することで、これまで以上に研究成果のグローバル展開の促進に積極的に取り組み、我が国のＩＣＴ分野の活力強化に大きく貢献する役割を果たしていくことが期待されている。

Ⅰ　中期目標の期間

機構の第３期における中期目標の期間は、平成２３年度から平成２７年度までの５年間とする。

Ⅱ　業務運営の効率化に関する事項

１　効率化目標の設定等

（１）運営費交付金を充当して行う事業については、新規に追加されるもの、拡充分等は除外した上で、一般管理費は毎年度平均で３％以上、事業費は毎年度平均で１％以上の効率化を達成する。

（２）人件費については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）に基づき、人件費改革の取り組みを平成 23 年度まで継続するとともに、政府における総人件費削減の取り組みを踏まえ、適切に対応する。

（３）給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、その適正化に計画的に取り組む。

２　地域連携・国際連携の重点化

（１）地方拠点（リサーチセンター）については、研究開発における地域連携の重要性も踏まえ、ネットワークからアプリケーションまでを統合的に実証していくための情報通信実証基盤として真に必要な機能に重点化した推進を行う。

（２）海外拠点については、研究開発における国際連携の重要性がますます高まっていることを踏まえつつ、アジア研究連携センター、ワシントン事務所及びパリ事務所については、事務所スペースの縮減、他法人等の事務所との共用化を検討するなど、経費の削減を図る。

（３）タイ自然言語ラボ、シンガポール無線通信ラボについては、現在実施中のプロジェクトが終了するときに廃止する。

３　契約の点検・見直し

「随意契約等見直し計画」に基づき、競争性のない随意契約や一者応札・応募に関する点検・検証を継続的に行い、契約の一層の適正化を図る。

４　保有資産の見直し

「Ⅳ　財務内容の改善に関する事項」に示すとおり、民間基盤技術研究促進業務、出資業務及び通信・放送承継業務に係る保有資産の評価を行い、不要資産を国庫返納する。

５　自己収入の拡大

保有する知的財産について、保有コストの削減を図るとともに、技術移転活動の活性化により、更なる実施許諾収入の増加を図る。

６　内部統制の強化

（１）平成２０年７月に設置された「リスク管理委員会」において、引き続き、機構の業務に係るリスクを組織横断的に管理し、年度計画である「コンプライアンス推進行動計画」を策定して職員のコンプライアンス意識醸成のための取り組み（講習会等）を進めるとともに、公益通報制度を活用したリスクの早期発見及び早期対応に取り組む。

（２）内部評価を実施し、業務上の問題点を把握するとともに、職員の問題意識を把握できる機会を継続的に確保する。

Ⅲ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

機構における業務の質の向上のため、以下の事項を踏まえて、独立行政法人情報通信研究機構法第１４条に掲げる業務を推進していくことが必要である。

１　研究開発業務

研究開発業務については、研究成果の社会還元の促進、我が国の国際競争力の強化、他の研究機関との連携・協力による相乗効果や無駄な重複排除の観点を踏まえ、機構が持つ強みを活かすことで、社会的課題解決やイノベーションの創出への貢献が期待されるテーマに重点化を図る。

また、委託研究については、自主研究との一体的な実施により効率化が図られる場合に限定し、テーマの一層の重点化を図り実施する。

（１）効率的・効果的な研究開発の推進

ア　研究開発の重点化

平成２７年度までの第３期中期目標期間においては、「グリーン」「ライフ」「未来革新技術」の３分野に重点化し、以下のような重点プロジェクト（概要は別添のとおり）を推進する。

・脳活動の統合的活用による情報通信技術、脳の仕組みを活かしたイノベーション創成型研究開発
・新世代ネットワーク基盤技術
・いつでもどこでも接続可能なブロードバンドワイヤレス技術
・フォトニックネットワーク技術
・革新的な３次元映像技術による超臨場感コミュニケーション技術
・最先端ネットワークセキュリティ技術
・防災・減災対策に貢献する衛星通信技術
・革新機能創成技術
・ユニバーサル音声・言語コミュニケーション技術

イ　研究開発業務の効果の最大化

機構の強みを生かした研究開発推進のため、技術的親和性の高さを重視した研究開発体制に見直すとともに、特定の課題に対して組織横断的かつ機動的に取り組む仕組み（連携プロジェクト）を活用することで分野横断的な成果創出の促進を図る。

共同研究等による相乗効果を期待し、外部の研究機関との積極的な連携によるリソースの有効利用を図る。

ウ　客観的・定量的な目標の設定

機構が取り組む研究開発の実施に当たり、客観的・定量的指標による管理を推進するため、その研究内容を踏まえた適切な指標を設定する。また、アウトプットを中心とした目標に加え、国民に分かりやすい成果を上げるという観点から、費用対効果や実現されるべき成果といった視点による目標を設定する。

エ　効率的・効果的な評価システムの運営

内部評価及び外部評価（部外の専門家及び有識者による評価）の実施に当たっては、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成２０年１０月３１日内閣総理大臣決定）に準じ、評価が戦略的な意思決定を助ける重要な手段であることを念頭に置きつつ、活用され変革を促す評価となるよう、だれがどのように評価結果を活用するかについてあらかじめ明確にした上で、当該研究開発に係る政策目標を踏まえた評価項目・評価基準の明確かつ具体的な設定に努めるとともに、成果の社会還元の意識を高め、優れた成果創出に繋ぐことに主眼を置いた効果的な研究評価の実施を図る。

また、評価の結果については、個々の研究開発課題の取組及び成果に対する評価に加え、その成果の普及及び実用化の状況、他の研究機関における取組の状況等を把握・分析し、研究開発の見直しに活用する。

あわせて、評価制度を活用することにより、研究開発期間中においても、重点化を図る３分野との関連が明確ではない研究開発課題、所期の目標を達成できる見込みである研究開発課題、又は、社会環境の変化等から必要性がなくなったと認められる研究開発課題については、廃止又は縮小する方向で不断の見直しを行う。

（２）国民のニーズを意識した成果の発信・展開

我が国が強みを持つ技術を持続的に創出し、着実にその社会還元や国際展開を図っていくため、社会的ニーズを踏まえて、研究成果の利活用や社会還元の意識を強くもって研究開発を進めるとともに、研究環境のグローバル化を進め、研究開発の早い段階から、産学官連携、海外の研究機関等との連携・協力を推進するなど、技術マネジメントの面にも注力する。

ア　成果の積極的な発信

個々の研究成果について、その科学的・技術的知見や意義などを知的財産権の実施許

諾、民間企業等への技術移転、学術論文の公表、広報活動などの方法により、広く社会に公表することや情報通信政策に反映させることなどによって、社会経済のニーズに対応した成果を意識した分かりやすい情報の積極的な発信に努めるため、広報戦略の策定を検討し、研究開発成果のみならず、機構の活動全体が効果的に社会に認知される仕組みの強化を図る。

また、研究開発で得られた各種データ等の研究成果については、機構の重要な財産であるとの認識の下、これまでの研究成果の蓄積による知的財産や知的共通基盤を産学官で有効活用するための機能強化を図る。

イ　国際標準化への寄与

我が国発の情報通信関係の国際標準を積極的に獲得するため、技術的優位にある分野における国際標準化活動について主導性を発揮するとともに、標準化活動に的確に対応できる人材の育成を行う。

ウ　知的財産の活用促進

知的財産権の適切な確保と、確保した知的財産権の有効活用により、機構の研究成果の社会への移転を推進する。

特に、技術移転事務については、関係する部署間の連携強化を図り、より効果的な技術移転を推進する。

エ　産学官連携強化及び研究環境のグローバル化

将来の社会を支える情報通信基盤のグランドデザインを提示するとともに、その具現化を図る研究開発を、産学官でビジョンを共有して推進する機能の強化を図る。

機構が有するテストベッド等の実証プラットフォームのより一層の有効活用を図る。

国際展開の促進のために、国際的な人材交流、共同研究等の強化を図る。

（３）職員の能力発揮のための環境整備

ア　戦略的な人材獲得等による業務運営の高度化

（ア）戦略的な人材獲得

国家公務員法等にとらわれない採用制度により、研究開発戦略に即した機動的な人材獲得を行う。また、若手、女性、外国人研究者の採用を積極的に進める。

（イ）人材の交流と育成

柔軟な人事制度を活用し、職員の能力向上を目的に、産業界や海外の有力研究機関等との間で優れた人材の派遣や招へいなどの人事交流を積極的に行う。

（ウ）弾力的な兼業制度の活用

民間企業等への技術移転などに積極的に取り組むため、弾力的な兼業制度の活用を

推進する。

（エ）弾力的な勤務形態の利用促進

多様な職務とライフスタイルに応じたより弾力的な勤務形態の利用を促進し、より自主性・自律性の高い業務・組織運営を図る。

イ　職員の養成、資質の向上

（ア）能力主義に基づく公正で透明性の高い人事制度の確立

創意工夫により新たな価値を生み出すためには、人事における健全な競争の促進と公正さの担保が必要であり、能力主義に基づく公正で透明性の高い人事システムを確立する。また、研究者の採用において、公募等の開かれた形で幅広く候補者を求め、性別、年齢、国籍等を問わない競争的な選考を行う。さらに、職員の処遇において、能力や業績を的確にかつ多面的に評価し、優れた業績に対して積極的に報いる。

（イ）人材の効果的な活用

職員の適性と能力に合わせた多様なキャリアパスを設定し、様々な能力を有する人材の効果的な活用を図る。また、男女共同参画に配慮した

職場環境の整備を進めていくとともに、意欲と能力のある女性職員の活用に積極的に取り組む。

また、研究活動の活性化を維持するため、有期雇用の積極的な活用に努めるとともに、更新可能な有期雇用を行うことなどにより人材の流動性を高める。

さらに、知的財産を戦略的に活用できる人材や研究開発を効果的に市場価値に結実させることができる人材など、我が国のイノベーション創出を支える人材、プログラムオフィサー等研究開発のマネジメントを効率的・効果的に実施する人材、研究者・技術者と社会との間のコミュニケーションを促進する役割を担う人材等の育成を行う。

ウ　総合的な人材育成戦略の検討

人材の獲得・育成や、多方面で活躍できるキャリアの構築等を含めた総合的な人材育成戦略を検討する。

２　研究支援業務・事業振興業務

研究支援業務・事業振興業務については、国の政策目的達成のために必要なものに限定しつつ、引き続き効率的かつ効果的に実施していく。

また、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成２２年１２月７日閣議決定）を踏まえた各業務の必要性、業務内容、実施主体等に関する検討結果に適切に対応する。

各業務における支援対象の選定に当たっては、第三者委員会の設置など適切な方法により評価を行い、透明性の確保に努める。

（１）高度通信・放送研究開発を行う者に対する支援

ア　高度通信・放送研究開発に対する助成

高度通信・放送研究開発に対する支援として、当面の間、「国際共同研究開発助成金」及び「高齢者・チャレンジド向け通信・放送サービス充実研究開発助成金」の交付を行う。

国際共同研究助成金については、助成による研究交流又は共同研究の進展の具体的内容などを定量的な指標として定めるものとする。

高齢者・チャレンジド向け通信・放送サービス充実研究開発助成金については、助成終了後３年以上経過した案件の通算の事業化率２５％以上を目標として、助成先に研究開発成果の事業化に努めるよう働きかけを行う。

イ　海外研究者の招へい等による研究開発の支援

高度通信・放送研究開発を促進するとともに、我が国の情報通信技術の研究レベルの向上を図るため、「海外研究者の招へい」及び「国際研究集会の助成」を行う。

本業務の実施に当たっては、Ⅱ１（１）に示す分野を対象にするものとする。

助成による研究交流又は共同研究の進展の具体的内容などを定量的な指標として定めるものとする。

海外研究者の招へいについては、ウ（イ）の「国際研究協力ジャパントラスト事業」との運用面での一体的実施を図る。

ウ　民間における通信・放送基盤技術に関する研究の促進

（ア）基盤技術研究の民間への委託に関する業務

民間のみでは取り組むことが困難なリスクの高い技術テーマについて、民間の能力を活用して機構が資金負担を行うことによりその研究開発を推進するため、財政投融資特別会計からの出資金を原資として実施してきた「民間基盤技術研究促進業務」については、委託研究の継続案件に限り、着実に実施する。

当該業務に係る繰越欠損金の解消に向け、事後評価終了後も定期的に追跡調査を行うとともに、事後評価の結果を踏まえ、事業化の促進を図ることなど、売上（収益）納付に係る業務の着実な実施に努める。

（イ）基盤技術研究者の海外からの招へい業務

民間の研究機関における通信・放送基盤技術に関する研究レベルの向上を図るため、民間の公益信託の運用益等を原資として、海外から優秀な研究者を招へいする「国際研究協力ジャパントラスト事業」を着実に実施する。

助成による研究交流又は共同研究の進展の具体的内容などを定量的な指標として定めるものとする。

また、実施に当たっては、イの「海外研究者の招へい」との運用面での一体的実施

を図る。

（ウ）通信・放送承継業務

財政投融資特別会計からの出資金等を原資として実施している通信・放送承継業務について、貸付金の適切な管理及び効率的な回収を行い、平成２４年度末までの業務の完了に努め、業務が完了したときは、通信・放送承継勘定を廃止する。

（２）利便性の高い情報通信サービスの浸透支援

次世代の情報通信サービスのシーズを生み出す情報通信ベンチャー企業の事業化、民間電気通信事業者等による投資が困難な地域におけるブロードバンドサービス、チャレンジド向けの情報通信サービスの普及に対する支援等を行う。

これらの業務の実施に当たっては、情報提供の充実や標準処理期間の明示等により利用者に利便性の高い業務となるよう努めるとともに、政策目標に関連した具体的かつ定量的な目標の達成度に応じて、事業の見直しを行いつつ、着実に進めることとする。

ア　情報通信ベンチャー企業支援

次世代のより豊かで多様な情報通信サービスを実現するため、独創的な技術のシーズを有し、かつ、資金調達が困難な情報通信ベンチャー企業に対し、情報提供及び交流事業、出資、債務保証等の支援を行う。

情報通信ベンチャーに対する情報提供及び交流事業については、実施の結果、ベンチャーの創業や事業拡大にどの程度の貢献があったかといった成果を明らかにする客観的かつ定量的な指標により成果を把握しつつ行い、この成果を踏まえて廃止を含めて事業の在り方を検討する。

財政投融資特別会計からの出資金を原資として実施してきた出資業務のうち、投資事業組合を通じた出資業務については、平成２４年末をもって終了する。また、当該業務に係る繰越欠損金の解消に向け、配当金又は分配金の着実な受取に努める。

信用基金の運用益によって実施している債務保証業務については、現在保証中の既往案件を適切に管理するとともに、ニーズ等を踏まえつつ適切に実施する。

イ　情報通信インフラ普及支援

ＩＣＴを国民生活や経済活動の全般に組み込むことにより、経済社会システムの抜本的効率化やイノベーションを生み出す基盤の構築及び当該基盤の利活用の促進並びに情報格差（デジタル・ディバイド）の是正等に向けて、以下の政策目標の達成に資するため、地域通信・放送開発事業に対する利子補給、情報通信インフラストラクチャーの高度化のための債務保証等の支援を行う。

（ア）２０１１年（平成２３年）７月２４日の地上アナログテレビ放送終了後は、採算の取れない山間辺地を中心とする難視地域に中継局を整備し、全国どこでも地上デジタ

ルテレビ放送の受信ができるような環境を整備

（イ）２０１５年（平成２７年）頃を目途に超高速ブロードバンドの全ての世帯での利用を実現

信用基金の運用益によって実施している地域通信・放送開発事業に対する支援（利子補給）業務については、適用利率の適正化を図るとともに、ニーズ等を踏まえつつ適切に実施する。

信用基金の運用益によって実施している情報通信インフラストラクチャーの高度化のための債務保証業務については、ニーズ等を踏まえつつ適切に実施する。

高度電気通信施設整備基金により実施してきた電気通信基盤充実のための施設整備事業に対する助成（利子助成）業務については、既往案件の助成期間終了まで着実に実施する。

ウ　情報弱者への支援

誰もが等しく通信・放送役務を利用できる情報バリアフリー環境の実現を図るため、次の事業を実施する。

（ア）国が定める「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」（平成１９年１０月策定）に規定する普及目標（平成２９年度までに、字幕放送については対象の放送番組のすべてに字幕付与、解説放送については対象の放送番組の１０％に解説付与する等）を実現すること等により、視聴覚チャレンジドの放送を通じた情報アクセス機会の均等化の実現を図るため、国庫補助金を原資として、字幕番組等の制作を行う放送事業者等に対する助成を実施する。

なお、助成については、普及状況を踏まえて番組制作の助成対象を必要最小限とするとともに、放送事業者の規模や財務状況等を踏まえて助成率を必要最小限とするなど助成率の適正化を図るものとする。

（イ）チャレンジドの通信・放送役務の利用利便の増進を図るため、国庫補助金を原資として、チャレンジド向け通信・放送役務の提供・開発を行う者に対する助成等を実施する。助成に当たっては、助成終了２年後における継続実施率が７０％以上となることを目標とする。

（ウ）散在化・狭域化しているＮＨＫの地上テレビジョン放送の難視聴地域を減少させるための業務について、国から受託した場合には、適切に実施する。

３　その他

電波利用料財源による業務、型式検定に係る試験事務、情報収集衛星に関する開発等に

ついて、国から受託した場合には、適切に実施する。

Ⅳ　財務内容の改善に関する事項

１　一般勘定

運営費交付金を充当して行う事業については、「Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項」で示した事項について配慮し、特許料収入等の適正な自己収入を見込んだ上で、中期計画の予算及び収支計画を作成し、当該予算及び収支計画による運営を行う。

また、競争的資金等の外部資金の増加に努める。

その他、保有資産について、不断の見直しを行う。

２　基盤技術研究促進勘定

本勘定に係る繰越欠損金の解消に向け、委託対象事業の事業化計画等に関する進ちょく状況や売上状況等の把握、把握したデータ等に基づく売上納付・収益納付に係る業務を着実に実施する。

また、保有国債などの資産のうち、既往案件の管理業務等の経費に掛かる必要最小限の資産を除き、不要資産は国庫納付する。

３　債務保証勘定

各業務の実績を踏まえるとともに今後のニーズを十分に把握し、基金の規模や運用の適正化を図る。

債務保証業務については、財務内容の健全性を確保するため、債務保証の決定に当たり、資金計画や担保の確保等について多角的な審査・分析を行い、保証範囲や保証料率については、リスクを勘案した適切な水準とする。

また、業務の継続的実施のために信用基金を維持する観点から、保証債務の代位弁済及び利子補給金の額は同基金の運用益及び剰余金の範囲内に抑えるように努める。

なお、これらに併せて、信用基金の運用益の最大化を図る。

４　出資勘定

本勘定に係る繰越欠損金の解消に向け、配当金又は分配金の着実な受取に努める。

（１）投資事業組合の財産管理

投資事業組合を通じた出資については、平成２４年末の組合解散時までに、繰越欠損金の解消に向けて可能な限り財産の最大化を図るべく、株式新規公開の実現や、組合保有株式の適時適切な売却や着実な配当の受け取りを行うよう、業務執行組合員に要請する。

なお、透明性を高める観点から、投資事業組合の財務内容を毎事業年度公表する。

（２）その他の出資先法人の財産管理

ア　毎年度の決算、中間決算の報告等を通じて、各出資先法人の経営内容の把握に努め、経営状況に応じて、毎月の収支状況、資金の推移を求めるなどより的確に経営状況の把握を行い、経営健全化計画を提出させる等、事業運営の改善を求める。

イ　事業運営の改善が見られず、経営状況の一層の悪化が見込まれる法人については、関係府省及び他の出資者とも協議しつつ、可能な限り早期の株式処分を図る。

また、保有国債などの資産のうち、既往案件の管理業務等の経費に掛かる必要最小限の資産を除き、不要資産は国庫納付する。

５　通信・放送承継勘定

保有国債などの資産のうち、不要な資産を業務の終了予定年度より前倒しして国庫納付する。

Ⅴ　その他業務運営に関する重要事項

１　施設及び設備に関する計画

安全で良好な研究環境を提供するため、長期的な展望に基づき、アウトソーシングなどを活用しつつ、適切に自主営繕事業を推進し、業務の実施に必要な施設及び設備の計画的かつ効率的な整備に努める。

２　業務・システムの最適化の推進

機構の電子処理システムを高度化すること等により、業務・システムの最適化を進める。

また、政府の情報セキュリティ対策における方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進するとともに、利用者の利便性の向上を図る。

３　業務運営上の安心・安全の確保

（１）事故及び災害の未然防止等の安全確保策を推進する。

（２）職員の健康増進、女性・外国人研究者にも配慮した適切な職場環境の確保に引き続き努める。

（３）メンタルヘルス、人権等の労務問題への効果的な対応を図る。

（４）庁舎のセキュリティの確保に引き続き努める。

（５）災害や緊急事態に即応可能な危機管理体制を構築する。

４　省エネルギーの推進と環境への配慮

研究活動に伴う環境影響に配慮するとともに、環境負荷低減に向けたエネルギーの有効利用促進に引き続き積極的に取り組む。

５　情報の公開・保護

公正で民主的な法人運営を実現し、法人に対する国民の信頼を確保するという観点から、情報の公開及び個人情報保護に適正に対処する。

別添

研究開発課題

●脳活動の統合的活用による情報通信技術、脳の仕組みを活かしたイノベーション創成型研究開発

NIRS-EEG オンライン脳活動推定アルゴリズムの開発・高度化、高齢者・障がい者（チャレンジド）の社会参加に際して考えられる利用シーン（例：車いすの動作の制御、タイピングによるコミュニケーション、お手伝いロボットへの指示）等状況に応じたきめ細やかな BMI サービスを実現するため、基盤技術の研究開発を行う。また、脳や生体のおける情報処理の特徴を解明し、人間の意味理解に関係する脳内プロセスを理解する研究や前提として必要とされる基盤技術の研究開発を行う。

●新世代ネットワーク基盤技術に関する研究開発

信頼性やセキュリティ等の現在のネットワークが抱える様々な課題を解決し、柔軟で環境に優しく、国民の誰もがどんなときでも安心・信頼できる将来の社会基盤のネットワークとして、インターネットの次の新たな世代のネットワークを 2020 年頃に実現することを目指し、産学官の力を結集して基盤技術の研究開発を推進する。

●いつでもどこでも接続可能なブロードバンドワイヤレス技術の研究開発

屋内外を問わず超高速・大容量接続が可能な光ファイバ級の移動通信システム、コードの要らないワイヤレスブロードバンド家電の実現に向けた超高速移動通信システム技術、超高速近距離無線伝送技術等の基盤技術の研究開発を行うと共に、ホワイトスペース等の更なる電波の有効利用技術の研究開発等を実施し、その早期導入を図る。

●フォトニックネットワーク技術の研究開発

各家庭に光通信を低エネルギーで提供する光ネットワーク制御技術、光ファイバの容量を飛躍的に向上させる革新的光多重技術、オール光ルータを実現するための技術、量子情報通信技術などの研究開発を実施する。

●革新的な３次元映像技術による超臨場感コミュニケーション技術

医療等の応用を実現するために必要となる多感覚の情報を統合した応用システム化技術の研究開発、電子ホログラフィ視域角拡大のための狭ピッチなデバイスの開発及びそのデバイスを使用した電子ホログラフィシステム構成技術等の開発を行う。

●最先端ネットワークセキュリティ技術に関する研究開発

世界最先端のサイバー攻撃観測・分析・対策・予防技術、セキュアネットワークの設計・評価と最適構成技術、次世代暗号基盤技術等、理論と実践を高度に融合させたネットワークセキュリティ技術の研究開発を行う。

●防災・減災対策に貢献する衛星通信技術の研究開発

被災地でもブロードバンド通信を利用可能とする災害時等の通信需要の変化に対応できる衛星通信技術、観測画像等の災害情報を迅速に収集、提供する光ワイヤレス技術等の研究開発を行う。

●革新機能創成技術の研究開発

超伝導、機能分子やバイオ材料など新規材料の優れた特性や最先端物理計測手法をいかすことで、新たな原理・概念に基づく革新的な情報通信技術を創出し、新世代の高度情報通信ネットワークの構築に必要な要素技術を確立する。また、テラヘルツ波無線通信によって、超高速・大容量無線の実現し、大容量情報へのアクセス利便性を格段に向上させるとともに、超高速特性を活かした瞬時接続による低消費電力化を実現する。また、広帯域電磁波による実時間センシングおよび分光分析の実現とバイオ・医療・工業分野等への応用展開により、生活を脅かす災害・犯罪・事故の防止と対処を可能とする。

●ユニバーサル音声・言語コミュニケーション技術の研究開発

コミュニケーションのグローバル化が進む中、言語・文化にかかわらず、また、システムの介在を意識することなく、いつでも、どこでも、だれもが必要な情報に容易にアクセスして、その内容を分析し、互いの円滑なコミュニケーションを可能とするため、音声・言語コミュニケーション技術の研究開発及び実証実験を行うとともに、研究開発成果のデモンストレーション(PR)を実施することにより、アジア諸国における成果の活用促進及び言語基盤の強化に貢献する。

第3期中期目標策定の考え方

「NICTの主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」（平成22年11月26日・政独委）等を受けて、平成22年12月に策定した「NICTの中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直し」の内容等を踏まえ、今後5年間においてNICTが達成すべき業務運営に関する目標を策定。

第2期中期目標

平成18～22年度

・中期目標期間
・業務の質の向上
・業務運営の効率化
・財務内容の改善
・その他

総務大臣が指示する中期目標を受け NICTにおいて中期計画を作成 （総務大臣が認可）

独法見直し 基本方針

H22.12.7 （閣議決定）

○各独法について講ずべき措置

NICTの 組織・業務全般 の見直し

H22.12.22

○NICTの現状と今後の方向性
○組織・業務の見直しの基本方針

総務省独法評価委員会の審議を経て総務省が決定

ICT政策ﾀｽｸﾌｫｰｽ 国際競争力強化 検討部会最終報告書

H22.12.14

ICT政策ﾀｽｸﾌｫｰｽ 国際競争力強化 検討部会

ICT政策ﾀｽｸﾌｫｰｽ 地球的課題 検討部会最終報告書

H22.12.14

ICT政策ﾀｽｸﾌｫｰｽ 地球的課題 検討部会

…

第3期中期目標

平成23～27年度

Ⅰ　中期目標の期間
Ⅱ　業務運営の効率化に関する事項
Ⅲ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
Ⅳ　財務内容の改善に関する事項
Ⅴ　その他業務運営に関する重要事項

※　中期目標で定める事項は、独法通則法第29条に規定

総務大臣が指示する中期目標を受け NICTにおいて中期計画を作成 （総務大臣の認可が必要）

◆「第2期中期目標」の柱立て、内容をベース
◆「NICTの組織・業務全般の見直し」における指摘内容に即して修正（指摘がない箇所のうち、達成済みの項目は削除）
◆ 必要に応じ、各種報告等の内容に基づき、記述を補強

第３期中期目標の構成及び概要

Ⅰ　中期目標の期間

平成23年4月～平成28年3月　（5年間）

Ⅱ　業務運営の効率化に関する事項

1. 効率化目標の設定等

・一般管理費3%及び事業費1%の効率化（毎年度平均）、人件費・給与水準の適正化

2. 地域連携・国際連携の重点化

・海外事務所の共用化　等

3. 契約の点検・見直し

・随意契約、一者応札・応募の点検・検証　等

Ⅲ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1. 研究開発業務

・研究開発の重点化（「グリーン」「ライフ」「未来革新技術」の3分野）

・体制の見直し等（業務の効果の最大化、産学官連携強化、研究環境のグローバル化）

2. 研究支援業務・事業振興業務

・国の政策目的達成のために必要なものに限定し、効率的かつ効果的に実施　等

Ⅳ　財務内容の改善に関する事項

・繰越欠損金の解消に向けた取り組み、不要資産の国庫返納　等

Ⅴ　その他業務運営に関する重要事項

第２期からの主な変更点

「独立行政法人情報通信研究機構の中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直し」(※)（平成22年12月22日　総務省）の内容を反映

※以下の文書等を踏まえ作成

・「独立行政法人情報通信研究機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」（平成22年11月26日　政策評価・独立行政法人評価委員会）

・「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日　閣議決定）

研究開発課題については、「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース　国際競争力強化部会」最終報告書（平成22年12月14日）に列挙された重点プロジェクトを引用

資料情分１６－２　参考２

中期目標　新旧対比表

第２期中期目標	組織・業務全般の見直し(H22.12.22)	第３期中期目標（案）	備　考
序文　独立行政法人情報通信研究機構に課せられた目的と期待される役割 情報通信分野は、それ自体が国際間の厳しい競争下におかれていることに加え、当該分野の技術が様々な社会経済活動の基盤的役割を果たしているため、その発展動向が他の様々な産業の競争力にも大きな影響を与えるものである。 このため、情報通信分野は、総合科学技術会議答申「科学技術に関する基本政策について」（平成１７年１２月２７日）において、第３期科学技術基本計画でも引き続き重点推進４分野の１つとして優先的資源配分の対象とされている。また、政府のＩＴ戦略本部において決定されたＩＴ新改革戦略に基づいても研究開発の積極的な取組を進めてきているところである。欧米やアジアの諸外国においても、情報通信分野における技術を国際競争力の源泉ととらえ、情報通信技術の研究開発等を戦略的に推進している。 このような状況において、独立行政法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）は、情報通信分野を専門とする公的研究機関として、我が国の国際競争力の維持・強化や安心・安全で豊かな国民生活の実現に向け、引き続き、国の情報通信政策との密接な連携の下で情報通信技術の研究開発に積極的に取り組み、世界の先端をけん引する質の高い研究成果を創出することが求められている。	１　情報通信研究機構の現状と今後の方向性 （４）ＩＣＴを巡る現状と課題 情報通信はあらゆる国民生活を支える重要な社会インフラであり、国民生活の利便性向上、社会の安心・安全の確保、社会の低炭素化等を実現していくための共通基盤として必要不可欠なものとなっている。 平成２２年６月に閣議決定された「新成長戦略」において、我が国の強みを活かす成長分野として環境・エネルギー、健康等が挙げられるとともに、成長を支えるプラットフォームとしてＩＣＴが重要視され、ＩＣＴの徹底的な利活用による約７０兆円の新市場の創出が目標として掲げられていることをはじめ、「新たな情報通信技術戦略」や、次期の科学技術基本計画に向けた科学技術基本政策策定の基本方針などにおいてもＩＣＴの開発や利活用の重要性が指摘されている。 （以下略） （５）情報通信研究機構の必要性と期待される役割 昨今の厳しい経済情勢の中で民間企業における研究開発投資が特に基礎研究分野で減少している現状において、公的研究機関に対する期待や、その果たす役割の重要性がますます高まっている。 ＮＩＣＴには、ＩＣＴ分野を専門とする我が国唯一の公的研究機関として、国際動向を踏まえつつ、国の情報通信政策との密接な連携の下、旧国研時代から培ってきた高度な研究開発能力や知的・技術的蓄積、また、その中立性・公共性を活かしつつ、大学や民間企業では実施できないような長期間にわたり組織的に推進すべき研究開発を実施するとともに、産学官連携及びグローバル展開の中核としての役割を果たすことが期待される。そして、２０～３０年後の次の世代まで繋がるような技術的基盤を築いていくことが期待される。 具体的には、新成長戦略などの国の政策のもとで、従来以上に成果還元意識を徹底して、環境問題など地球的規模の課題の解決、医療・教育の高度化など国民生活の向上に貢献する研究開発を推進すると同時に、中長期的取り組みによるイノベーション創出等による国際競争力強化、経済成長等に貢献していくための研究を推進することが期待される。また、これまでに蓄積してきた知的共通基盤のより一層の活用を図るとともに、産学官連携に不可欠なテストベッドの開発・運用、産学との共同研究やフォーラム活動、海外との研究協力や支援などの様々な手段を活用することで、これまで以上に研究成果のグローバル展開の促進に積極的に取り組み、我が国のＩＣＴ分野の活力強化に大きく貢献する役割を果たしていくことが期待されている。	序文　独立行政法人情報通信研究機構に期待される役割 情報通信はあらゆる国民生活を支える重要な社会インフラであり、国民生活の利便性向上、社会の安心・安全の確保、社会の低炭素化等を実現していくための共通基盤として必要不可欠なものとなっている。 平成２２年６月に閣議決定された「新成長戦略」において、我が国の強みを活かす成長分野として環境・エネルギー、健康等が挙げられるとともに、成長を支えるプラットフォームとしてＩＣＴが重要視され、ＩＣＴの徹底的な利活用による約７０兆円の新市場の創出が目標として掲げられていることをはじめ、「新たな情報通信技術戦略」や、第４期科学技術基本計画に向けた総合科学技術会議に対する諮問第11号「科学技術に関する基本政策について」に対する答申においてもＩＣＴの開発や利活用の重要性が指摘されている。 また、昨今の厳しい経済情勢の中で民間企業における研究開発投資が特に基礎研究分野で減少している現状において、公的研究機関に対する期待や、その果たす役割の重要性がますます高まっている。 独立行政法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）には、ＩＣＴ分野を専門とする我が国唯一の公的研究機関として、国際動向を踏まえつつ、国の情報通信政策との密接な連携の下、旧国研時代から培ってきた高度な研究開発能力や知的・技術的蓄積、また、その中立性・公共性を活かしつつ、大学や民間企業では実施できないような長期間にわたり組織的に推進すべき研究開発を実施するとともに、産学官連携及びグローバル展開の中核としての役割を果たすことが期待される。そして、２０～３０年後の次の世代まで繋がるような技術的基盤を築いていくことが期待される。 具体的には、新成長戦略などの国の政策のもとで、従来以上に成果還元意識を徹底して、環境問題など地球的規模の課題の解決、医療・教育の高度化など国民生活の向上に貢献する研究開発を推進すると同時に、中長期的取り組みによるイノベーション創出等による国際競争力強化、経済成長等に貢献していくための研究を推進することが期待される。また、これまでに蓄積してきた知的共通基盤のより一層の活用を図るとともに、産学官連携に不可欠なテストベッドの開発・運用、産学との共同研究やフォーラム活動、海外との研究協力や支援などの様々な手段を活用することで、これまで以上に研究成果のグローバル展開の促進に積極的に取り組み、我が国のＩＣＴ分野の活力強化に大きく貢献する役割を果たしていくことが期待されている。	

第２期中期目標	組織・業務全般の見直し(H22.12.22)	第３期中期目標（案）	備　考
Ⅰ　独立行政法人情報通信研究機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）の期間 平成１８年度から平成２２年度までの５年間とする。		Ⅰ　中期目標の期間 機構の第３期における中期目標の期間は、平成２３年度から平成２７年度までの５年間とする。	
Ⅲ　業務運営の効率化に関する事項 機構は、平成１６年４月に独立行政法人通信総合研究所と認可法人通信・放送機構が統合した法人として、理事長のリーダーシップの下、部門横断的な「研究開発推進ユニット」を発足させるなど統合効果の発揮に向けた取組に着手するとともに、統合時に中期目標及び中期計画の見直し、厳しい効率化目標を設定するなど業務運営の効率化に尽力しているところである。 第２期中期目標期間においても、引き続き統合効果をより一層具体的に発揮し、効率的かつ効果的な業務運営を確保する観点から、以下の取組を行うとともに、これらを通じて、管理部門の効率化、業務の合理化等を進め、総費用（人件費を含む。）の縮減を図るものとする。		Ⅱ　業務運営の効率化に関する事項	
１　一般管理費 一般管理費については、中期目標の期間の最後の事業年度において、平成１７年度決算比１５％以上の効率化を達成する。 ２　事業費 事業費（中期目標期間中に新たに実施する戦略重点科学技術に係る事業（運営費交付金を充当して行うもの）、受託事業、外部資金、基金に係る債務保証業務、利子補給業務及び利子助成業務に係るものを除く。）については、中期目標の期間の最後の事業年度において、平成１７年度決算比５％以上の効率化を達成する。	２　組織・業務の見直しの基本方針 （３）効率的・効果的な業務組織運営 ①　効率化目標の設定等 ・一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。 ・給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、その適正化に計画的に取り組むとともに、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえた見直しを行う。	１　効率化目標の設定等 （１）運営費交付金を充当して行う事業については、新規に追加されるもの、拡充分等は除外した上で、一般管理費は毎年度平均で３％以上、事業費は毎年度平均で１％以上の効率化を達成する。 （２）人件費については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取り組みを平成23年度まで継続するとともに、政府における総人件費削減の取り組みを踏まえ、適切に対応する。 （３）給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、その適正化に計画的に取り組む。	（参考）産総研中期目標 Ⅲ１（１）管理費、総人件費等の削減・見直し ・運営費交付金を充当して行う事業は、新規に追加されるもの、拡充分等は除外した上で、一般管理費は毎年度３％以上を削減し、事業費は毎年度１％以上を削減する。 （参考）ＪＡＸＡ中期目標 Ⅲ２（１）　経費の合理化・効率化 機構の行う業務について既存事業の徹底した見直し、効率化を進め、一般管理費（人件費を含む。なお、公租公課を除く。）について、平成19年度に比べ中期目標期間中にその15%以上を削減する。また、その他の事業費については、平成19年度に比べ中期目標期間中にその５％以上を削減する。ただし、新規に追加される業務、拡充業務等はその対象としない。 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）（抜粋） 公務員人件費・独立行政法人・公益法人 ○独立行政法人等 （１）人件費 ②さらに、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を2011年度まで継続するとともに、官民給与の比較対象企業規模の見直しによる公務員給与改定を反映する。

第２期中期目標	組織・業務全般の見直し(H22.12.22)	第３期中期目標（案）	備　考
３　管理部門の効率化 　より適切かつ機動的な人員配置の実施、業務のアウトソーシングなどの一層の推進等を通じて、全職員数に対する管理部門の比率の低減を図る。			※全職員数に対する管理部門の比率は、約19%（平成17年度）から約14%（平成21年度）への低減を達成。 ※ＣＲＬ・ＴＡＯ統合前（平成15年度末）における管理部門の比率は、旧ＣＲＬ：17.7%、旧ＴＡＯ：25.8%。
４　２本部制の廃止 　第２期中期目標期間の早い段階で芝本部を廃止して小金井本部に統合することにより、１本部制へ移行する。			※平成１８年度に２本部制を廃止済み。
５　地方拠点の見直し 　所期の研究目的を達成したと判断される地方拠点については廃止し、研究内容を踏まえた拠点の集約化を図る。その際、廃止又は集約化のスケジュールを明確化する。	②　地域連携・国際連携の重点化 ・地方拠点（リサーチセンター）については、研究開発における地域連携の重要性も踏まえ、ネットワークからアプリケーションまでを統合的に実証していくための情報通信実証基盤として真に必要な機能に重点化した推進を行う。	２　地域連携・国際連携の重点化 （１）地方拠点（リサーチセンター）については、研究開発における地域連携の重要性も踏まえ、ネットワークからアプリケーションまでを統合的に実証していくための情報通信実証基盤として真に必要な機能に重点化した推進を行う。	
６ 海外拠点の見直し イ　アジア研究連携センター、ワシントン事務所及びパリ事務所については、その効率的かつ効果的な運営の確保に資するよう、機構の任務・役割との関係、現地で人員と設備が必要か、定常的な業務を有しているかなどの観点から、それぞれの担う役割を次のとおりとし、あらかじめ定める海外拠点ごと毎の目標の達成状況なども参考としながら、その必要性を検証し、明らかにする。 （ア）アジア研究連携センター 　ＡＰＴ（アジア・太平洋電気通信共同体）や、情報通信関係の研究機関等との積極的な連携活動、情報収集等を効率的かつ効果的に実施し、国際競争力の強化及び国際社会への貢献を行う。 （イ）ワシントン事務所 　政府機関、研究機関などの情報通信関係機関との定常的な交流を通じて、密接な協力・交流関係の構築と継続、機構の研究開発活動等に資する情報収集・調査分析等を効率的かつ効果的に実施し、国際競争力の強化及び国際社会への貢献を行う。 （ウ）パリ事務所 　標準化機関、研究機関などの欧州諸国における情報通信関係機関との協力・交流を密接に保ち、情報収集・調査分析を効率的かつ効果的に実施	・海外拠点については、研究開発における国際連携の重要性がますます高まっていることを踏まえつつ、アジア研究連携センター、ワシントン事務所及びパリ事務所については、事務所スペースの縮減、他法人等の事務所との共用化を検討するなど、経費の削減を図る。	（２）海外拠点については、研究開発における国際連携の重要性がますます高まっていることを踏まえつつ、アジア研究連携センター、ワシントン事務所及びパリ事務所については、事務所スペースの縮減、他法人等の事務所との共用化を検討するなど、経費の削減を図る。	

第２期中期目標	組織・業務全般の見直し(H22.12.22)	第３期中期目標（案）	備　考
し、国際競争力の強化及び国際社会への貢献を行う。 ア　タイ自然言語ラボラトリー及びシンガポール無線通信ラボラトリーについては、真に機構が担うべき研究を実施しているか、現地で人員と設備が必要か、定常的な業務を有しているかなどの観点から、それぞれ見直し、廃止及び集約化を検討するものとする。（Ⅲ６）	・タイ自然言語ラボ、シンガポール無線通信ラボについては、現在実施中のプロジェクトが終了するときに廃止する。	（３）タイ自然言語ラボ、シンガポール無線通信ラボについては、現在実施中のプロジェクトが終了するときに廃止する。	
	④　契約の点検・見直し ・「随意契約等見直し計画」に基づき、競争性のない随意契約や一者応札・応募に関する点検・検証を継続的に行い、契約の一層の適正化を図る。	３　契約の点検・見直し 「随意契約等見直し計画」に基づき、競争性のない随意契約や一者応札・応募に関する点検・検証を継続的に行い、契約の一層の適正化を図る。	
	⑥　保有資産の見直し ・返納を予定している衛星放送受信対策基金及び高度電気通信施設整備基金に加え、民間基盤技術研究促進業務、出資業務及び通信・放送承継業務に係る保有資産の評価を行い、不要資産を国庫返納する。	４　保有資産の見直し 「Ⅳ　財務内容の改善に関する事項」に示すとおり、民間基盤技術研究促進業務、出資業務及び通信・放送承継業務に係る保有資産の評価を行い、不要資産を国庫返納する。	
	⑦　自己収入の拡大 ・保有する知的財産について、保有コストの削減を図るとともに、技術移転活動の活性化により、更なる実施許諾収入の増加を図る。	５　自己収入の拡大 保有する知的財産について、保有コストの削減を図るとともに、技術移転活動の活性化により、更なる実施許諾収入の増加を図る。	
	⑧　内部統制の強化 ・平成２０年７月に設置された「リスク管理委員会」において、引き続き、機構の業務に係るリスクを組織横断的に管理し、年度計画である「コンプライアンス推進行動計画」を策定して職員のコンプライアンス意識醸成のための取り組み（講習会等）を進めるとともに、公益通報制度を活用したリスクの早期発見及び早期対応に取り組む。 ・内部評価を実施し、業務上の問題点を把握するとともに、職員の問題意識を把握できる機会を継続的に確保する。	６　内部統制の強化 （１）平成２０年７月に設置された「リスク管理委員会」において、引き続き、機構の業務に係るリスクを組織横断的に管理し、年度計画である「コンプライアンス推進行動計画」を策定して職員のコンプライアンス意識醸成のための取り組み（講習会等）を進めるとともに、公益通報制度を活用したリスクの早期発見及び早期対応に取り組む。 （２）内部評価を実施し、業務上の問題点を把握するとともに、職員の問題意識を把握できる機会を継続的に確保する。	
Ⅱ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	２　組織・業務の見直しの基本方針	Ⅲ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 機構における業務の質の向上のため、以下の事項を踏	「グローバル時代におけるＩＣＴ政策に関するタスクフォース国際競争力強化検討部会最終報告書」（平成２２年１２月１４日）

第２期中期目標	組織・業務全般の見直し(H22.12.22)	第３期中期目標（案）	備　考
		まえて、独立行政法人情報通信研究機構法第１４条に掲げる業務を推進していくことが必要である。	（研究開発戦略）基本的な考え方 ■ＩＣＴの新技術創出の重要性：ＩＣＴの研究開発はイノベーション創出の原動力であり、その成果は、環境問題等の地球的規模の課題解決、豊かで安心・安全な健康長寿社会の実現、我が国の国際競争力強化・経済成長へ貢献。 ■研究開発の推進における３つの重要方策：これまでの研究開発の推進においては、社会ニーズに応じた適切な研究テーマの設定、研究成果の還元、グローバル戦略の重視といった点に課題があったことから、以下の方策を講ずることが必要。 ①研究開発課題の重点化 研究開発テーマを「グリーン」、「ライフ」、「未来革新技術」の３分野に重点化した上で、C0２排出量の削減、医療や教育の充実・高度化などの社会ニーズに応じた適切なテーマを設定する。 ②成果還元意識の徹底 研究開発成果を社会に還元するという意識を徹底するため、評価体制やプロジェクト実施体制など、研究推進体制の改革を図る。 ③研究開発環境のグローバル化 研究開発成果のグローバル展開を戦略的に進めるため、海外との研究人材の交流や、国際共同研究の促進など、研究環境のグローバル化を推進する。 ■ロードマップに基づく重点プロジェクトの推進：以上の考え方を踏まえ、成果展開までを見据えた研究開発ロードマップ・国際展開戦略を策定して重点プロジェクトを推進。
１　戦略的な研究開発とその成果の発信・普及 機構が行う研究開発業務については、より効果的な資源配分の実施し、国民の理解を深める等の観点から、国の政策目標における位置付け、世界的な動向、民間や大学等との役割分担などを分析し、適切な評価を行った上で、自ら実施する研究開発に関し、主として基礎研究には研究資源（予算、人員、設備等）を重点的に配分することとし、応用研究については民間の研究機関等への委託や助成等、研究活動の促進に資する取組を行うこととする。	（１）業務の重点化 研究開発業務については、研究成果の社会還元の促進、我が国の国際競争力の強化、他の研究機関との連携・協力による相乗効果や無駄な重複排除の観点を踏まえ、ＮＩＣＴが持つ強みを活かすことで、社会的課題解決やイノベーションの創出への貢献が期待されるテーマに重点化を図る。 また、委託研究については、自主研究との一体的な実施により効率化が図られる場合に限定し、テーマの一層の重点化を図り実施する。	１　研究開発業務 研究開発業務については、研究成果の社会還元の促進、我が国の国際競争力の強化、他の研究機関との連携・協力による相乗効果や無駄な重複排除の観点を踏まえ、機構が持つ強みを活かすことで、社会的課題解決やイノベーションの創出への貢献が期待されるテーマに重点化を図る。 また、委託研究については、自主研究との一体的な実施により効率化が図られる場合に限定し、テーマの一層の重点化を図り実施する。	
（１）効率的・効果的な研究開発の推進 ア　研究開発の重点化 機構が取り組む研究開発について、国の情報通信政策との密接な連携の下でその業務を遂行する必要があることから、ユビキタスネット社会に向けた情報通信技術の研究開発に係る政策の在り方に関する情報通信審議会の答申「ユビキタスネット社会に向けた研究開発の在り方について」（平成１７年７月２９日）を踏まえ、国際競争力の維持・強化、安心・安全な社会の確立及び知的活力の創造という政策目的の達成に向け、平成２２年度までの第２期中期目標期間においては、次の３つの研究開発領域への重点化を図り、積極的に取り組む。 ①　新世代ネットワーク技術に関する研究開発 ②　ユニバーサルコミュニケーション技術に関する研究開発 ③　安心・安全のための情報通信技術に関する研究開発 これら３つの研究開発領域への重点化に対応するため、研究体制の見直しを行う。具体的には、総合研究系（情報通信、無線通信、電磁波計測及び基礎先端の各部門）と先導研究開発系（研究開発推進及び拠点研究推進の各部門）に係る研究開発及びその支援体制について、その構成・機能の再編成を行い、取り組むべき研究課題を戦略的・機動的に企画した上で、これに沿った研究テーマの具体的な設定と研究資源の重点的な配分を実施する。 また、情報通信分野の急速な技術進展に対応するため、機構に対するニーズに沿った研究を効率的に実施し、その成果の最大限の普及を図るという機構のパフォーマンスの一層の向上の観点から、より迅速な意思決定を可能とする組織形態の導入や民間活力の積極的活用等、経営基盤の強化を図る。 さらに、機構が実施すべき研究開発のうち、自らの研究資源（予算、人員、設備等）と比して、より効率的に遂行することができると認められ、かつ、	（２）体制の見直し ①　研究開発業務の効果を最大化するための見直し ・ＮＩＣＴの強みを生かした研究開発推進のため、技術的親和性の高さを重視した研究開発体制に見直すとともに、特定の課題に対して組織横断的かつ機動的に取り組む仕組み（連携プロジェクト）を活用することで分野横断的な成果創出の促進を図る。 ・共同研究等による相乗効果を期待し、外部の研究機関との積極的な連携によるリソースの有効利用を図る。	（１）効率的・効果的な研究開発の推進 ア　研究開発の重点化 平成２７年度までの第３期中期目標期間においては、「グリーン」「ライフ」「未来革新技術」の３分野に重点化し、以下のような重点プロジェクト（概要は別添のとおり）を推進する。 ・脳活動の統合的活用による情報通信技術、脳の仕組みを活かしたイノベーション創成型研究開発 ・新世代ネットワーク基盤技術 ・いつでもどこでも接続可能なブロードバンドワイヤレス技術 ・フォトニックネットワーク技術 ・革新的な３次元映像技術による超臨場感コミュニケーション技術 ・最先端ネットワークセキュリティ技術 ・防災・減災対策に貢献する衛星通信技術 ・革新機能創成技術 ・ユニバーサル音声・言語コミュニケーション技術 イ　研究開発業務の効果の最大化 機構の強みを生かした研究開発推進のため、技術的親和性の高さを重視した研究開発体制に見直すとともに、特定の課題に対して組織横断的かつ機動的に取り組む仕組み（連携プロジェクト）を活用することで分野横断的な成果創出の促進を図る。 共同研究等による相乗効果を期待し、外部の研究機関との積極的な連携によるリソースの有効利用を図る。	（研究開発戦略）主な取組 ■「グリーン」「ライフ」「未来革新技術」分野の重点プロジェクトの推進 ●脳活動の統合的活用による情報通信技術、脳の仕組みを活かしたイノベーション創成型研究開発 ●新世代ネットワーク基盤技術 ●いつでもどこでも接続可能なブロードバンドワイヤレス技術 ●フォトニックネットワーク技術 ●革新的な３次元映像技術による超臨場感コミュニケーション技術 ●最先端ネットワークセキュリティ技術 ●グローバルレベルでの防災・減災対策に貢献する衛星通信技術 ●革新機能創成技術 ●ユニバーサル音声・言語コミュニケーション技術 ※　各プロジェクトの概要は別添に記載。

第２期中期目標	組織・業務全般の見直し(H22.12.22)	第３期中期目標（案）	備　考
優れた研究成果を得られることが十分期待される場合には、引き続き、民間や大学等の他の研究組織に研究の一部を委託することや産学官連携の要として他の研究組織との共同研究を行うことなどの連携を通じて、研究の一層の効率的かつ効果的な推進を図る。 イ　客観的・定量的な目標の設定 機構が取り組む研究開発の実施に当たり、より客観的・定量的指標による管理を推進するため、その研究内容を踏まえた適切な指標の導入を図る。また、従来のアウトプットを中心とした目標に加え、国民に分かりやすい成果を上げるという観点から、費用対効果や実現されるべき成果といった新たな視点による目標を設定する。 ウ　効率的・効果的な評価システムの運営 内部評価及び外部評価（部外の専門家及び有識者による評価）の実施に当たっては、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成１７年３月２９日内閣総理大臣決定）に準じ、評価が戦略的な意思決定を助ける重要な手段であることを念頭に置きつつ、活用され変革を促す評価となるよう、だれがどのように評価結果を活用するかについてあらかじめ明確にした上で、当該研究開発に係る政策目標を踏まえた評価項目・評価基準の明確かつ具体的な設定に努める。 また、評価の結果については、個々の研究開発課題の取組及び成果に対する評価に加え、その成果の普及及び実用化の状況、他の研究機関における取組の状況等を把握・分析し、研究開発の見直しに活用する。 あわせて、評価制度を活用することにより、研究開発期間中においても、重点化を図る３つの研究開発領域との関連が明確ではない研究開発課題、所期の目標を達成できる見込みである研究開発課題、又は、社会環境の変化等から必要性がなくなったと認められる研究開発課題については、廃止又は縮小する方向で不断の見直しを行う。	（３）効率的・効果的な業務組織運営 ⑤　効果的な研究評価の実施 ・成果の社会還元の意識を高め、優れた成果創出に繋ぐことに主眼を置いた効果的な研究評価の実施を図る。	ウ　客観的・定量的な目標の設定 機構が取り組む研究開発の実施に当たり、客観的・定量的指標による管理を推進するため、その研究内容を踏まえた適切な指標を設定する。また、アウトプットを中心とした目標に加え、国民に分かりやすい成果を上げるという観点から、費用対効果や実現されるべき成果といった視点による目標を設定する。 エ　効率的・効果的な評価システムの運営 内部評価及び外部評価（部外の専門家及び有識者による評価）の実施に当たっては、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成２０年１０月３１日内閣総理大臣決定）に準じ、評価が戦略的な意思決定を助ける重要な手段であることを念頭に置きつつ、活用され変革を促す評価となるよう、だれがどのように評価結果を活用するかについてあらかじめ明確にした上で、当該研究開発に係る政策目標を踏まえた評価項目・評価基準の明確かつ具体的な設定に努めるとともに、成果の社会還元の意識を高め、優れた成果創出に繋ぐことに主眼を置いた効果的な研究評価の実施を図る。 また、評価の結果については、個々の研究開発課題の取組及び成果に対する評価に加え、その成果の普及及び実用化の状況、他の研究機関における取組の状況等を把握・分析し、研究開発の見直しに活用する。 あわせて、評価制度を活用することにより、研究開発期間中においても、重点化を図る３分野との関連が明確ではない研究開発課題、所期の目標を達成できる見込みである研究開発課題、又は、社会環境の変化等から必要性がなくなったと認められる研究開発課題については、廃止又は縮小する方向で不断の見直しを行う。	
（２）国民のニーズを意識した成果の発信	１　情報通信研究機構の現状と今後の方向性 （４）ＩＣＴを巡る現状と課題 ③　産学官連携による研究成果の社会還元及びグローバル展開の必要性 我が国が激化するグローバル競争を勝ち抜いていくためには、我が国が強みを持つ技術を持続的に創出し、着実にその社会還元や国際展開を図っていくこと	（２）国民のニーズを意識した成果の発信・展開 我が国が強みを持つ技術を持続的に創出し、着実にその社会還元や国際展開を図っていくため、社会的ニーズを踏まえて、研究成果の利活用や社会還元の意識を強くもって研究開発を進めるとともに、研究環境のグローバル化を進め、研究開発の早い段階から、産学官連携、海外の研究機関等との連携・協力を推進するなど、技術マネジメントの面にも注力する。	

第２期中期目標	組織・業務全般の見直し(H22.12.22)	第３期中期目標（案）	備　考
ア　成果の積極的な発信 　個々の研究成果について、その科学的・技術的知見や意義などを知的財産権の実施許諾、民間企業等への技術移転、学術論文の公表、広報活動などの方法により、広く社会に公表することや情報通信政策に反映させることなどによって、社会経済のニーズに対応した成果を意識した分かりやすい情報の積極的な発信に努める。これらの多様な方法を組み合わせることにより、機構の創出した研究成果の社会への最大限の普及を目指す。 　また、研究開発で得られた各種データ等の研究成果については、機構の重要な財産であるとの認識の下、これを適正に管理し、国内外の様々な研究分野において活用できるよう整備することにより、人材の交流や産学官の連携等の円滑な推進に資する。 イ　国際標準化への寄与 　我が国発の情報通信関係の国際標準を積極的に獲得するため、技術的優位にある分野における国際標準化活動について主導性を発揮するとともに、標準化活動に的確に対応できる人材の育成を行う。 ウ　知的財産の活用促進 　知的財産権の適切な確保と、確保した知的財産権の有効活用により、機構の研究成果の社会への移転を推進する。	が重要な課題である。しかしながら、これまでの研究開発においては、国内外における社会的ニーズを必ずしも的確に捉えきれていなかったとの指摘がある。また、我が国においては、比較的大きな国内市場規模を有しているため、国際展開よりも、国内への製品・サービス展開を優先してきた傾向にある。 　今後は、社会的ニーズを踏まえて、研究成果の社会還元の意識を強くもって研究開発を進めるとともに、研究環境のグローバル化を進め、研究開発の早い段階から、産学官が連携して、海外の研究機関等との連携・協力を行っていくことが重要である。 　この際、現在の国際的な潮流として、「オープンイノベーション」といわれる、より開放的でグローバルな水平分業型のイノベーションモデルへの転換が進む中、最新の研究成果をいかに産業にスムーズに取り込んでいくかが当該産業の盛衰を左右するようになってきており、それが国際展開を優位に運ぶための基本条件となっていることに留意が必要である。 　また、オープンイノベーションの進展に伴い、優秀な研究人財の確保・育成や魅力的な研究環境の構築、国際共同研究の推進、実証プラットフォーム等の共通基盤の整備等も併せて行っていく必要がある。 （２）体制の見直し ②　産学官連携強化のための見直し ・広報戦略の策定を検討し、研究開発成果のみならず、機構の活動全体が効果的に社会に認知される仕組みの強化を図る。 ・これまでの研究成果の蓄積による知的財産や知的共通基盤を産学官で有効活用するための機能強化を図る。 ・技術移転事務については、関係する部署間の連携強化を図り、より効果的な技術移転を推進する。	ア　成果の積極的な発信 　個々の研究成果について、その科学的・技術的知見や意義などを知的財産権の実施許諾、民間企業等への技術移転、学術論文の公表、広報活動などの方法により、広く社会に公表することや情報通信政策に反映させることなどによって、社会経済のニーズに対応した成果を意識した分かりやすい情報の積極的な発信に努めるため、広報戦略の策定を検討し、研究開発成果のみならず、機構の活動全体が効果的に社会に認知される仕組みの強化を図る。 　また、研究開発で得られた各種データ等の研究成果については、機構の重要な財産であるとの認識の下、これまでの研究成果の蓄積による知的財産や知的共通基盤を産学官で有効活用するための機能強化を図る。 イ　国際標準化への寄与 　我が国発の情報通信関係の国際標準を積極的に獲得するため、技術的優位にある分野における国際標準化活動について主導性を発揮するとともに、標準化活動に的確に対応できる人材の育成を行う。 ウ　知的財産の活用促進 　知的財産権の適切な確保と、確保した知的財産権の有効活用により、機構の研究成果の社会への移転を推進する。 　特に、技術移転事務については、関係する部署間の連携強化を図り、より効果的な技術移転を推進する。	

第２期中期目標	組織・業務全般の見直し(H22.12.22)	第３期中期目標（案）	備　考
	（２）体制の見直し ②　産学官連携強化のための見直し ・将来の社会を支える情報通信基盤のグランドデザインを提示するとともに、その具現化を図る研究開発を、産学官でビジョンを共有して推進する機能の強化を図る。 ③　研究環境のグローバル化のための見直し ・ＮＩＣＴが有するテストベッド等の実証プラットフォームのより一層の有効活用を図る。 ・国際展開の促進のために、国際的な人材交流、共同研究等の強化を図る。	エ　産学官連携強化及び研究環境のグローバル化 将来の社会を支える情報通信基盤のグランドデザインを提示するとともに、その具現化を図る研究開発を、産学官でビジョンを共有して推進する機能の強化を図る。 機構が有するテストベッド等の実証プラットフォームのより一層の有効活用を図る。 国際展開の促進のために、国際的な人材交流、共同研究等の強化を図る。	
（３）職員の能力発揮のための環境整備 ア　非公務員型移行の利点を生かした業務運営の高度化 （ア）戦略的な人材獲得 国家公務員法等にとらわれない採用制度の構築により、研究開発戦略に即した機動的な人材獲得を行う。 （イ）人材の交流と育成 柔軟な人事制度を活用し、職員の能力向上を目的に、産業界や海外の有力研究機関等との間で優れた人材の派遣や招へいなどの人事交流を積極的に行う。 （ウ）弾力的な兼業制度の構築 民間企業等への技術移転などに積極的に取り組むため、より弾力的な兼業制度を構築する。 （エ）弾力的な勤務形態の導入 多様な職務とライフスタイルに応じたより弾力的な勤務形態の導入により、より自主性・自律性の高い業務・組織運営を図る。 イ　職員の養成、資質の向上 （ア）能力主義に基づく公正で透明性の高い人事制度の確立 創意工夫により新たな価値を生み出すためには、人事における健全な競争の促進と公正さの担保が必要であり、能力主義に基づく公正で透明性の高い人事システムを確立する。また、研究者の採用において、公募等の開かれた形で幅広く候補者を求め、性別、年齢、国籍等を問わない競争的な選考を行う。さらに、職員の処遇において、能力や業績の公正な評価の上で、優れた努力に積極的に報いる。 （イ）人材の効果的な活用 職員の適性と能力に合わせた多様なキャリアパスを設定し、様々な能力を有する人材の効果的な活用を図る。また、男女共同参画に配慮した 職場環境の整備を進めていくとともに、意欲と能力のある女性職員の活用に積極的に取り組む。 また、研究活動の活性化を維持するため、有期	（３）効率的・効果的な業務組織運営 ③　優秀な人財の確保・育成 ・若手、女性、外国人研究者の採用を積極的に進める。 ・職員の能力や業績を的確にかつ多面的に評価し、優れた業績に対して積極的に報いる。	（３）職員の能力発揮のための環境整備 ア　戦略的な人材獲得等による業務運営の高度化 （ア）戦略的な人材獲得 国家公務員法等にとらわれない採用制度~~の構築~~により、研究開発戦略に即した機動的な人材獲得を行う。また、若手、女性、外国人研究者の採用を積極的に進める。 （イ）人材の交流と育成 柔軟な人事制度を活用し、職員の能力向上を目的に、産業界や海外の有力研究機関等との間で優れた人材の派遣や招へいなどの人事交流を積極的に行う。 （ウ）弾力的な兼業制度の活用~~構築~~ 民間企業等への技術移転などに積極的に取り組むため、~~より~~弾力的な兼業制度の活用を推進~~を構築~~する。 （エ）弾力的な勤務形態の利用促進~~導入~~ 多様な職務とライフスタイルに応じたより弾力的な勤務形態の利用を促進し~~導入により~~、より自主性・自律性の高い業務・組織運営を図る。 イ　職員の養成、資質の向上 （ア）能力主義に基づく公正で透明性の高い人事制度の確立 創意工夫により新たな価値を生み出すためには、人事における健全な競争の促進と公正さの担保が必要であり、能力主義に基づく公正で透明性の高い人事システムを確立する。また、研究者の採用において、公募等の開かれた形で幅広く候補者を求め、性別、年齢、国籍等を問わない競争的な選考を行う。さらに、職員の処遇において、能力や業績を的確にかつ多面的に評価し、優れた業績に対して積極的に報いる。 （イ）人材の効果的な活用 職員の適性と能力に合わせた多様なキャリアパスを設定し、様々な能力を有する人材の効果的な活用を図る。また、男女共同参画に配慮した 職場環境の整備を進めていくとともに、意欲と能力のある女性職員の活用に積極的に取り組む。	

第２期中期目標	組織・業務全般の見直し(H22.12.22)	第３期中期目標（案）	備　考
雇用の積極的な活用に努めるとともに、更新可能な有期雇用を行うことなどにより人材の流動性を高める。 　さらに、知的財産を戦略的に活用できる人材や研究開発を効果的に市場価値に結実させることができる人材など、我が国のイノベーション創出を支える人材、プログラムオフィサー等研究開発のマネジメントを効率的・効果的に実施する人材、研究者・技術者と社会との間のコミュニケーションを促進する役割を担う人材等の育成を行う。	・人財の獲得・育成や、多方面で活躍できるキャリアの構築等を含めた総合的な人財育成戦略を検討する。	また、研究活動の活性化を維持するため、有期雇用の積極的な活用に努めるとともに、更新可能な有期雇用を行うことなどにより人材の流動性を高める。 　さらに、知的財産を戦略的に活用できる人材や研究開発を効果的に市場価値に結実させることができる人材など、我が国のイノベーション創出を支える人材、プログラムオフィサー等研究開発のマネジメントを効率的・効果的に実施する人材、研究者・技術者と社会との間のコミュニケーションを促進する役割を担う人材等の育成を行う。 ウ　総合的な人材育成戦略の検討 　人材の獲得・育成や、多方面で活躍できるキャリアの構築等を含めた総合的な人材育成戦略を検討する。	
２　研究開発 　１（１）ア「研究開発の重点化」で述べた３つの重点研究開発領域について、各々別表のとおり具体的な研究開発を実施する。その概要は以下のとおりである。 （１）新世代ネットワーク技術 　ペタビット級の大容量フォトニックネットワークや高度無線ネットワーク、ユビキタスネットワークそしてこれらの融合した次世代ネットワーク技術を開発することにより、ユビキタスネット社会の基盤の確立をめざす。そのために、新機能光処理技術に基づいたフォトニックネットワークシステム、次世代情報技術と統合した高機能ネットワーク構築技術、ユビキタスネット社会を支えるコアネットワーク技術、グローバルな相互接続性を実現するユビキタスネットワーク技術を研究開発し、次世代のネットワークアーキテクチャを平成２２年までに実現し、実証研究開発ネットワークを構築する。さらに、これを基にその先の新世代ネットワークアーキテクチャの概念を構築し、その実現に向けた萌芽的研究を行う。 （２）ユニバーサルコミュニケーション技術 　高齢者や障害者を含むだれもが言語や文化の違い、コンピュータやネットワーク捜査上の障害を意識することなく、思いのままに必要な情報やコンテンツを取り扱い、高度に利用できる要素技術を確立する。快適で人に優しいコミュニケーションや生活環境の実現に不可欠な要素技術や、あたかもその場にいるかのような超臨場感コミュニケーションの実現に不可欠な要素技術を開発する。 （３）安心・安全のための情報通信技術 　ネットワーク自身及びネットワーク上を流通する情報の安全性、信頼性の確保、生活空間から宇宙			※重点プロジェクトの概要は別添に記載。

第２期中期目標	組織・業務全般の見直し(H22.12.22)	第３期中期目標（案）	備　考
空間までの環境情報の取得と利活用を目的とした研究開発を行う。また、あらゆる場所で電波利用の高度化、高密度化した社会において、情報通信システムや人体に対して安心・安全な電磁環境を実現する。世界最高水準の時刻・周波数標準を確立し、これを基に位置・時刻認証技術と時空情報配信技術の高度化を進め、ＩＣＴ社会の安心・安全の基盤を支える。			
３　高度通信・放送研究開発を行う者に対する支援 （１）助成金の交付等による研究開発の支援 ア　高度通信・放送研究開発 高度通信・放送研究開発を行う者に対して助成金交付等の支援を行う。 なお、助成終了後３年以上経過した案件の通算の事業化率２５％以上（国際共同研究助成金を除く）を目標として、助成先に研究開発の成果達成に努めるよう働きかけを行う。 イ　通信・放送融合技術の研究開発 通信と放送の融合に資する技術の研究開発を行う者に対して助成金交付等の支援を行う。なお、助成終了後３年間以上経過した案件の通算の事業化率２５％以上を目標として、助成先に研究開発の成果達成に努めるよう働きかけを行う。	２　組織・業務の見直しの基本方針 （１）業務の重点化 研究支援業務・事業振興業務については、業務の必要性、業務内容の適正性、ＮＩＣＴが実施する必要性等について検討を行い、国の政策目的達成のために必要なものに限定しつつ、引き続き効率的かつ効果的に実施していく。 また、支援対象の選定に当たっては、第三者委員会の設置など適切な方法により評価を行い、透明性の確保に努める。 ①　高度通信・放送研究開発に対する助成 ・先進技術型研究開発助成金（テレコムインキュベーション）は、廃止の方向で検討するものとするとともに、それ以外の事業については、国の判断・責任の下で実施する事業として整理・検討する。	２　研究支援業務・事業振興業務 研究支援業務・事業振興業務については、国の政策目的達成のために必要なものに限定しつつ、引き続き効率的かつ効果的に実施していく。 また、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成２２年１２月７日閣議決定）を踏まえた各業務の必要性、業務内容、実施主体等に関する検討結果に適切に対応する。 各業務における支援対象の選定に当たっては、第三者委員会の設置など適切な方法により評価を行い、透明性の確保に努める。 （１）高度通信・放送研究開発を行う者に対する支援 ア　高度通信・放送研究開発に対する助成 高度通信・放送研究開発に対する支援として、当面の間、「国際共同研究開発助成金」及び「高齢者・チャレンジド向け通信・放送サービス充実研究開発助成金」の交付を行う。 国際共同研究助成金については、助成による研究交流又は共同研究の進展の具体的内容などを定量的な指標として定めるものとする。 高齢者・チャレンジド向け通信・放送サービス充実研究開発助成金については、助成終了後３年以上経過した案件の通算の事業化率２５％以上を目標として、助成先に研究開発成果の事業化に努めるよう働きかけを行う。	※通信・放送融合技術の研究開発に対する助成は、平成２１年度で終了。
（２）海外研究者の招へいによる研究開発の支援 高度情報通信・放送研究開発を促進するとともに、我が国の情報通信技術の研究レベルの向上を図	②　国際共同研究関連業務	イ　海外研究者の招へい等による研究開発の支援 高度通信・放送研究開発を促進するとともに、我が国の情報通信技術の研究レベルの向上を図	

第２期中期目標	組織・業務全般の見直し(H22.12.22)	第３期中期目標（案）	備　考
るため、海外から優秀な研究者を招へいする。研究者の招へいに当たっては、Ⅱ１（１）における重点化領域の研究者であるものとする。	・招へいによる研究交流又は共同研究の進展の具体的内容などを定量的な指標として定めるものとする。 ・「海外からの研究者の招へい」と「国際研究協力ジャパントラスト事業」については、運用面での一体的実施を図る。	るため、「海外研究者の招へい」及び「国際研究集会の助成」を行う。 本業務の実施に当たっては、Ⅱ１（１）に示す分野を対象にするものとする。 助成による研究交流又は共同研究の進展の具体的内容などを定量的な指標として定めるものとする。 海外研究者の招へいについては、ウ（イ）の「国際研究協力ジャパントラスト事業」との運用面での一体的実施を図る。	
（３）民間における通信・放送基盤技術に関する研究の促進 ア　基盤技術研究の民間への委託に関する業務 民間のみでは取り組むことが困難な中長期かつリスクの高い技術テーマにつき、民間の能力を活用して機構が資金負担を行うことによりその研究開発を推進する。 このため、情報通信分野における国際的な研究開発動向、我が国の産業界の当該技術分野への取組状況や国際競争力の状況、当該技術により実現される新市場・新商品による我が国の国民経済への貢献の程度、情報通信政策の動向、国際貢献の可能性等を十分に踏まえつつ、適切な採択案件の選定と着実な推進を図るものとする。 また、採択基準の策定においては、外部の有識者を活用し、基盤技術研究の委託については収益の可能性がある場合等に限定すること等、業務の目的に照らして適切な基準とする。さらに、採択審査及び事後評価においては、外部の有識者を活用してすべての案件について数値化された指標を用いて評価を行い、採択案件に関する評価結果を公表する。事後評価が終了した案件については、事後評価終了後も定期的に追跡調査を行うとともに、事後評価の結果を踏まえ、収益性を最大限確保するため事業化の促進を図ることとする。 なお、研究開発課題の採択に当たっては、特に、以下の点に配慮して行うこととする。 （ア）研究開発成果について、中期計画において特許出願件数に関する数値目標を設定し、第２期中期目標期間中にその目標が達成できるよう配慮の上、採択するとともに、その達成度合いを把握・公表する。 （イ）研究課題の採択に当たっては、Ⅱ１（１）と同様の重点化を図る。 イ　基盤技術研究者の海外からの招へい業務 民間の研究機関における通信・放送基盤技術に関する研究レベルの向上を図るため、海外から優秀な研究者を招へいする。	③　民間基盤技術研究促進業務 ・当該業務に係る繰越欠損金の解消に向け、売上（収益）納付に係る業務の着実な実施に努める。	ウ　民間における通信・放送基盤技術に関する研究の促進 （ア）基盤技術研究の民間への委託に関する業務 民間のみでは取り組むことが困難なリスクの高い技術テーマについて、民間の能力を活用して機構が資金負担を行うことによりその研究開発を推進するため、財政投融資特別会計からの出資金を原資として実施してきた「民間基盤技術研究促進業務」については、委託研究の継続案件に限り、着実に実施する。 当該業務に係る繰越欠損金の解消に向け、事後評価終了後も定期的に追跡調査を行うとともに、事後評価の結果を踏まえ、事業化の促進を図ることなど、売上（収益）納付に係る業務の着実な実施に努める。 （イ）基盤技術研究者の海外からの招へい業務 民間の研究機関における通信・放送基盤技術に関する研究レベルの向上を図るため、民間の公益信託の運用益等を原資として、海外から優秀な研究者を招へいする「国際研究協力ジャパントラス	※「民間基盤技術研究促進業務」は、平成２２年度から新規採択を行っていない。

第２期中期目標	組織・業務全般の見直し(H22.12.22)	第３期中期目標（案）	備　考
ウ　通信・放送承継業務 　通信･放送承継業務における保有株式については平成１８年６月末までに処分の業務を終了するものとし、貸付金については適切な管理及び効率的な回収を行う。		ト事業」を着実に実施する。 　助成による研究交流又は共同研究の進展の具体的内容などを定量的な指標として定めるものとする。 　また、実施に当たっては、イの「海外研究者の招へい」との運用面での一体的実施を図る。 （ウ）通信・放送承継業務 　財政投融資特別会計からの出資金等を原資として実施している通信・放送承継業務について、貸付金の適切な管理及び効率的な回収を行い、平成２４年度末までの業務の完了に努め、業務が完了したときは、通信・放送承継勘定を廃止する。	
４　利便性の高い情報通信サービスの浸透支援 　次世代の情報通信サービスのシーズを生み出す情報通信ベンチャー企業の事業化、民間電気通信事業者等による投資が困難な地域におけるブロードバンドサービス、放送に係る格差是正、身障者向けの情報通信サービスに対する支援等を行う。 　これらの業務の実施に当たっては、情報提供の充実や標準処理期間の明示等により利用者に利便性の高い業務となるよう努めるとともに、政策目標に関連した具体的かつ定量的な目標の達成度に応じて、事業の見直しを行いつつ、着実に進めることとする。 　なお、その際、債務保証、利子補給等の金融業務については、「行政改革の重要方針」（平成１７年１２月２４日閣議決定）の趣旨等を踏まえて主務大臣において必要に応じて業務のあり方について検討が行われることを踏まえ、効率的かつ効果的に実施するものとする。 （１）情報通信ベンチャー企業支援 　次世代のより豊かで多様な情報通信サービスを実現するため、独創的な技術のシーズを有し、かつ、資金調達が困難な情報通信ベンチャー企業に対し、情報提供とともに助成金交付、出資、債務保証等の支援を行う。なお、助成金交付に当たっては、助成事業の事業化率７０％以上を目標として、助成先の決定を行う。また出資業務については、収益の可能性がある場合等に限定して実施することとし、債務保証業務については、効率的かつ効果的な実施に向けた取組を行う。	⑤　情報通信ベンチャーに対する情報提供及び交流 ・本事業実施の結果、ベンチャーの創業や事業拡大にどの程度の貢献があったかといった成果を明らかにする客観的かつ定量的な指標により成果を把握しつつ行い、この成果を踏まえて廃止を含めて事業の在り方を検討する。 ④　情報通信ベンチャーへの出資 ・当該業務に係る繰越欠損金の解消に向け、配当金又は分配金の着実な受取に努める。	（２）利便性の高い情報通信サービスの浸透支援 　次世代の情報通信サービスのシーズを生み出す情報通信ベンチャー企業の事業化、民間電気通信事業者等による投資が困難な地域におけるブロードバンドサービス、チャレンジド向けの情報通信サービスの普及に対する支援等を行う。 　これらの業務の実施に当たっては、情報提供の充実や標準処理期間の明示等により利用者に利便性の高い業務となるよう努めるとともに、政策目標に関連した具体的かつ定量的な目標の達成度に応じて、事業の見直しを行いつつ、着実に進めることとする。 ア　情報通信ベンチャー企業支援 　次世代のより豊かで多様な情報通信サービスを実現するため、独創的な技術のシーズを有し、かつ、資金調達が困難な情報通信ベンチャー企業に対し、情報提供及び交流事業、出資、債務保証等の支援を行う。 　情報通信ベンチャーに対する情報提供及び交流事業については、実施の結果、ベンチャーの創業や事業拡大にどの程度の貢献があったかといった成果を明らかにする客観的かつ定量的な指標により成果を把握しつつ行い、この成果を踏まえて廃止を含めて事業の在り方を検討する。 　財政投融資特別会計からの出資金を原資として実施してきた出資業務のうち、投資事業組合を通じた出資業務については、平成２４年末をもって終了する。また、当該業務に係る繰越欠損金の解消に向け、配当金又は分配金の着実な受取に努める。	※情報通信ベンチャー企業に対する助成金交付は、平成２１年度で終了。

第２期中期目標	組織・業務全般の見直し(H22.12.22)	第３期中期目標（案）	備　考
		信用基金の運用益によって実施している債務保証業務については、現在保証中の既往案件を適切に管理するとともに、ニーズ等を踏まえつつ適切に実施する。	
（２）情報通信インフラ支援 ２０１０年（平成２２年）までにＩＣＴ分野で世界を先導するフロントランナーにふさわしいインフラの整備を実現するため、ブロードバンド基盤の全国整備及び情報格差（デジタル・ディバイド）の是正等に向けて、以下の政策目標の達成に資するため、助成金交付、利子補給、債務保証等の支援を行う。助成金交付及び利子補給業務については、事務処理と支援の迅速化を図るものとし、債務保証業務については、効率的かつ効果的な実施に向けた取組を行う。 イ　２０１１年（平成２３年）までに、地上テレビジョン放送のデジタルへの移行を完了し、全国どこでもデジタルテレビの映像が受信できるような環境を整備 ア　２０１０年（平成２２年）までのブロードバンド・ゼロ地域の解消に向けた支援を行うとともに、すべてのケーブルテレビのデジタル化を実現	⑦　債務保証・利子補給 ・債務保証金額の実績（平成21年度末現在約4.3億円）を踏まえるとともに今後のニーズを十分に把握し、保有する基金（平成21年度末現在約56.2億円）の規模や運用の適正化を図るとともに、適用利率の適正化を図る。	イ　情報通信インフラ普及支援 ＩＣＴを国民生活や経済活動の全般に組み込むことにより、経済社会システムの抜本的効率化やイノベーションを生み出す基盤の構築及び当該基盤の利活用の促進並びに情報格差（デジタル・ディバイド）の是正等に向けて、以下の政策目標の達成に資するため、地域通信・放送開発事業に対する利子補給、情報通信インフラストラクチャーの高度化のための債務保証等の支援を行う。 （ア）２０１１年（平成２３年）７月２４日の地上アナログテレビ放送終了後は、採算の取れない山間辺地を中心とする難視地域に中継局を整備し、全国どこでも地上デジタルテレビ放送の受信ができるような環境を整備 （イ）２０１５年（平成２７年）頃を目途に超高速ブロードバンドの全ての世帯での利用を実現 信用基金の運用益によって実施している地域通信・放送開発事業に対する支援（利子補給）業務については、適用利率の適正化を図るとともに、ニーズ等を踏まえつつ適切に実施する。 信用基金の運用益によって実施している情報通信インフラストラクチャーの高度化のための債務保証業務については、ニーズ等を踏まえつつ適切に実施する。 高度電気通信施設整備基金により実施してきた電気通信基盤充実のための施設整備事業に対する助成（利子助成）業務については、既往案件の助成期間終了まで着実に実施する。	※高度電気通信施設整備基金は、既往案件の実施に必要な経費を除き、平成２２年度に国庫返納の予定。
（３）情報弱者への支援 情報通信にアクセスできる人とできない人の間の格差（いわゆる情報格差）を解消し、均衡ある情報化の発展に寄与するため、次の事業を実施する。 ア　国が定める指針である「字幕放送の普及目標」（平成９年１１月策定）に基づき平成１９年までに字幕付与可能な総放送時間に占める字幕放送時間の割合を１００％とするため、放送事業者等	⑥　情報バリアフリーの促進（字幕・手話・解説番組制作の促進）	ウ　情報弱者への支援 誰もが等しく通信・放送役務を利用できる情報バリアフリー環境の実現を図るため、次の事業を実施する。 （ア）国が定める「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」（平成１９年１０月策定）に規定する普及目標（平成２９年度までに、字幕放送については対象の放送番組のすべてに字	

第２期中期目標	組織・業務全般の見直し(H22.12.22)	第３期中期目標（案）	備　考
に対する助成を実施する。 イ　身体障害者のための通信・放送役務の提供及び開発を推進するため必要な資金の一部について助成金交付等の支援を行う。なお、助成金交付に当たっては、助成終了２年後に事業を実施している助成案件が全助成案件の６０％以上となることを目標とする。 ウ　散在化・狭域化しているＮＨＫの地上テレビジョン放送の難視聴地域を減少させるための助成を実施する。	・助成対象は必要最小限とするとともに、助成率の適正化を図る。	幕付与、解説放送については対象の放送番組の１０％に解説付与する等）を実現すること等により、視聴覚チャレンジドの放送を通じた情報アクセス機会の均等化の実現を図るため、国庫補助金を原資として、字幕番組等の制作を行う放送事業者等に対する助成を実施する。 　なお、助成については、普及状況を踏まえて番組制作の助成対象を必要最小限とするとともに、放送事業者の規模や財務状況等を踏まえて助成率を必要最小限とするなど助成率の適正化を図るものとする。 （イ）チャレンジドの通信・放送役務の利用利便の増進を図るため、国庫補助金を原資として、チャレンジド向け通信・放送役務の提供・開発を行う者に対する助成等を実施する。助成に当たっては、助成終了２年後における継続実施率が~~６０％~~７０％以上となることを目標とする。 （ウ）散在化・狭域化しているＮＨＫの地上テレビジョン放送の難視聴地域を減少させるための業務について、国から受託した場合には、適切に実施する。	※衛星放送受信対策事業は、平成２２年度から国庫補助金を原資として実施（実施主体は総務省が公募により選定）。衛星放送受信対策基金は、平成２２年度に国庫返納の予定。
５　その他 　技術試験事務等の電波利用料財源による事務、型式検定に係る試験事務等の国からの受託等について、継続的、効率的かつ確実に実施する。		３　その他 　電波利用料財源による業務、型式検定に係る試験事務、情報収集衛星に関する開発等について、国から受託した場合には、適切に実施する。	
Ⅳ　財務内容の改善に関する事項 １　一般勘定 　運営費交付金を充当して行う事業については、「Ⅲ業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮し、特許料収入等の適正な自己収入を見込んだ上で、中期計画の予算及び収支計画を作成し、当該予算及び収支計画による運営を行う。 　また、競争的資金等の外部資金の増加に努める。 　なお、これらに併せて、衛星放送受信対策基金の運用益の最大化を図る。		Ⅳ　財務内容の改善に関する事項 １　一般勘定 　運営費交付金を充当して行う事業については、「Ⅲ業務運営の効率化に関する事項」で示した事項について配慮し、特許料収入等の適正な自己収入を見込んだ上で、中期計画の予算及び収支計画を作成し、当該予算及び収支計画による運営を行う。 　また、競争的資金等の外部資金の増加に努める。 　その他、保有資産について、不断の見直しを行う。	
２　基盤技術研究促進勘定 （１）基盤技術研究の委託については、採択時において収益の可能性のある場合等に限定するとともに、中間評価において一定の基準を満たさないものは、研究開発の中止又は研究計画の変更を行い、委託研究	（１）業務の重点化 ③　民間基盤技術研究促進業務 ・当該業務に係る繰越欠損金の解消に向け、売上（収益）納付に係る業務の着実な実施に努める。 （３）効率的・効果的な業務組織運営 ⑥　保有資産の見直し	２　基盤技術研究促進勘定 　本勘定に係る繰越欠損金の解消に向け、委託対象事業の事業化計画等に関する進ちょく状況や売上状況等の把握、把握したデータ等に基づく売上納付・収益納付に係る業務を着実に実施する。	【独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針】 　委託対象事業の事業化計画等に関する進ちょく状況や売上状況等の把握、把握したデータ等に基づく売上納付・収益納付に係る業務を着実に実施する。

第２期中期目標	組織・業務全般の見直し(H22.12.22)	第３期中期目標（案）	備　考
開発からの収益納付の可能性を高める。 （２）一般管理費は基本財産の運用益の範囲内に抑える。	・返納を予定している衛星放送受信対策基金及び高度電気通信施設整備基金に加え、民間基盤技術研究促進業務、出資業務及び通信・放送承継業務に係る保有資産の評価を行い、不要資産を国庫返納する。	また、保有国債などの資産のうち、既往案件の管理業務等の経費に掛かる必要最小限の資産を除き、不要資産は国庫納付する。	新規案件の採択は行わないこととし、既往案件の管理業務等の経費に掛かる必要最小限の資産を除き、不要資産は原則として平成 23 年度中に国庫納付する
３　債務保証勘定 債務保証業務については、財務内容の健全性を確保するため、債務保証の決定に当たり、資金計画や担保の確保等について多角的な審査・分析を行い、保証範囲や保証料率については、リスクを勘案した適切な水準とする。 また、業務の継続的実施のために信用基金を維持する観点から、保証債務の代位弁済及び利子補給金の額は、信用基金の運用益及び剰余金の範囲内に抑える。 なお、これらに併せて、信用基金の運用益の最大化を図る。	（１）業務の重点化 ⑦　債務保証・利子補給 ・債務保証金額の実績（平成21年度末現在約4.3億円）を踏まえるとともに今後のニーズを十分に把握し、保有する基金（平成21年度末現在約56.2億円）の規模や運用の適正化を図るとともに、適用利率の適正化を図る。	３　債務保証勘定 各業務の実績を踏まえるとともに今後のニーズを十分に把握し、基金の規模や運用の適正化を図る。 債務保証業務については、財務内容の健全性を確保するため、債務保証の決定に当たり、資金計画や担保の確保等について多角的な審査・分析を行い、保証範囲や保証料率については、リスクを勘案した適切な水準とする。 また、業務の継続的実施のために信用基金を維持する観点から、保証債務の代位弁済及び利子補給金の額は同基金の運用益及び剰余金の範囲内に抑えるように努める。 なお、これらに併せて、信用基金の運用益の最大化を図る。	
４ 出資勘定 （１）投資事業組合の財産管理 投資事業組合の業務執行組合員に対して、当該組合からのベンチャー企業に対する効率的かつ効果的な出資を促進するとともに、出資後においては、投資先企業の経営基盤の安定や収益の向上を図り、株式新規公開等への実現を図るよう要請し、組合財産の財務内容の強化を図る。 なお、透明性を高める観点から、投資事業組合の財務内容を毎事業年度公表する。 （２）その他の出資先法人の財産管理 第２期中期目標期間中に出資先法人の繰越欠損金の減少を目指し、以下の措置を講じる。 ア　毎年度の決算、中間決算の報告等を通じて、各出資先法人の経営内容の把握に努め、経営状	④　情報通信ベンチャーへの出資 ・当該業務に係る繰越欠損金の解消に向け、配当金又は分配金の着実な受取に努める。	４　出資勘定 本勘定に係る繰越欠損金の解消に向け、配当金又は分配金の着実な受取に努める （１）投資事業組合の財産管理 投資事業組合を通じた出資については、平成２４年末の組合解散時までに、繰越欠損金の解消に向けて可能な限り財産の最大化を図るべく、株式新規公開の実現や、組合保有株式の適時適切な売却や着実な配当の受け取りを行うよう、業務執行組合員に要請する。 なお、透明性を高める観点から、投資事業組合の財務内容を毎事業年度公表する。 （２）その他の出資先法人の財産管理 ア　毎年度の決算、中間決算の報告等を通じて、各出資先法人の経営内容の把握に努め、経営状況に応じて、毎月の収支状況、資金の推移を求めるなどより的確に経営状況の把握を行い、経営健全化計画を提出させる等、事業運営の改善を求める。	【独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針】 事業化計画等に関する進ちょく状況の把握・分析を踏まえた助言、経営分析を通じた経営成績の把握等に基づく配当の促進により、資金回収の徹底を図る。

第２期中期目標	組織・業務全般の見直し(H22.12.22)	第３期中期目標（案）	備　考
況に応じて、毎月の収支状況、資金の推移を求めるなどより的確に経営状況の把握を行い、経営健全化計画を提出させる等、事業運営の改善を求める。 イ　事業運営の改善が見られず、経営状況の一層の悪化が見込まれる法人については、関係府省及び他の出資者とも協議しつつ、可能な限り早期の株式処分を図る。	（３）効率的・効果的な業務組織運営 ⑥　保有資産の見直し ・返納を予定している衛星放送受信対策基金及び高度電気通信施設整備基金に加え、民間基盤技術研究促進業務、出資業務及び通信・放送承継業務に係る保有資産の評価を行い、不要資産を国庫返納する。	イ　事業運営の改善が見られず、経営状況の一層の悪化が見込まれる法人については、関係府省及び他の出資者とも協議しつつ、可能な限り早期の株式処分を図る。 また、保有国債などの資産のうち、既往案件の管理業務等の経費に掛かる必要最小限の資産を除き、不要資産は国庫納付する。	【独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針】 新規出資は行わないこととし、既出資案件の管理業務等の経費に掛かる必要最小限の資産を除き、不要資産は国庫納付する。
５　衛星管制債務償還勘定 新たな財源措置なしに衛星管制債務の償還を行うため、当勘定に属する資産については取り崩すことなく、安全確実かつ効率的な運用による資産管理を行う。			※衛星管制債務償還勘定は、平成 21 年 11 月 30 日をもって閉鎖。
６　通信・放送承継勘定 貸付金の回収を計画的かつ機動的に進めることにより、回収額の最大化を図るとともに、管理・回収業務に係る管理費を抑制する。	（３）効率的・効果的な業務組織運営 ⑥　保有資産の見直し ・返納を予定している衛星放送受信対策基金及び高度電気通信施設整備基金に加え、民間基盤技術研究促進業務、出資業務及び通信・放送承継業務に係る保有資産の評価を行い、不要資産を国庫返納する。	５　通信・放送承継勘定 保有国債などの資産のうち、不要な資産を業務の終了予定年度より前倒しして国庫納付する。	【独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針】 平成 24 年度末までの業務の完了に努め、保有国債などの資産（平成 21 年度末約 181 億円）のうち、不要な資産を業務の終了予定年度より前倒しして国庫納付する。
Ⅴ　その他業務運営に関する重要事項 １　施設及び設備に関する計画 安全で良好な研究環境を提供するため、長期的な展望に基づき、アウトソーシングなどを活用しつつ、適切に自主営繕事業を推進し、業務の実施に必要な施設及び設備の計画的かつ効率的な整備に努める。		Ⅴ　その他業務運営に関する重要事項 １　施設及び設備に関する計画 安全で良好な研究環境を提供するため、長期的な展望に基づき、アウトソーシングなどを活用しつつ、適切に自主営繕事業を推進し、業務の実施に必要な施設及び設備の計画的かつ効率的な整備に努める。	
２　人事に関する計画 常勤の役員及び職員に係る人件費を中期目標の期間の最後の事業年度において、平成１７年度決算比５％以上減少させる。			※人件費の扱いについては、Ⅲ１（２）に記載。
３　業務・システムの最適化の推進 機構の電子処理システムを高度化すること等により、業務・システムの最適化を進める。そのため、独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策（平成１７年６月２９日各府省情報化統括責任者（ＣＩＯ）連絡会議決定）に基づき、平成１９年度末までのできるだけ早期に業務・システムの最適化計画を作成する。また、情報セキュリティの強化と利用者の利便性の向上を図る。		２　業務・システムの最適化の推進等 機構の電子処理システムを高度化すること等により、業務・システムの最適化を進める。 また、政府の情報セキュリティ対策における方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進するとともに、利用者の利便性の向上を図る。	「セキュア・ジャパン２００９」（２００９年６月２２日　情報セキュリティ政策会議） 第３章第１節（１）①（オ） ウ）情報セキュリティ対策に係る事項の中期目標への明記（独立行政法人等所管府省庁） 各府省庁は、所管する独立行政法人等の情報セキュリティ対策を推進するため、中期目標に情報セキュリティ対策に係る事項の明記を推進する。 ※平成 19 年度末までに、業務・システムの最適化計画を策定・公表済み。

第２期中期目標	組織・業務全般の見直し(H22.12.22)	第３期中期目標（案）	備　考
４　業務運営上の安心・安全の確保 （１）事故及び災害の未然防止等の安全確保策を推進する。		３　業務運営上の安心・安全の確保 （１）事故及び災害の未然防止等の安全確保策を推進する。	
（２）職員の健康増進、女性・外国人研究者にも配慮した適切な職場環境の確保に引き続き努める。		（２）職員の健康増進、女性・外国人研究者にも配慮した適切な職場環境の確保に引き続き努める。	
（３）メンタルヘルス、人権等の労務問題への効果的な対応を図る。		（３）メンタルヘルス、人権等の労務問題への効果的な対応を図る。	
（４）庁舎のセキュリティの確保に引き続き努める。		（４）庁舎のセキュリティの確保に引き続き努める。	
（５）災害や緊急事態に即応可能な危機管理体制を構築する。		（５）災害や緊急事態に即応可能な危機管理体制を構築する。	
５　省エネルギーの推進と環境への配慮 研究活動に伴う環境影響に配慮するとともに、環境負荷低減に向けたエネルギーの有効利用促進に引き続き積極的に取り組む。		４　省エネルギーの推進と環境への配慮 研究活動に伴う環境影響に配慮するとともに、環境負荷低減に向けたエネルギーの有効利用促進に引き続き積極的に取り組む。	
６　情報の公開 公正で民主的な法人運営を実現し、法人に対する国民の信頼を確保するという観点から、情報の公開及び個人情報保護に適正に対処する。		５　情報の公開・保護 公正で民主的な法人運営を実現し、法人に対する国民の信頼を確保するという観点から、情報の公開及び個人情報保護に適正に対処する。	

第２期中期目標		第３期中期目標（案）	
別表 研究開発課題 1 新世代ネットワーク構築技術領域の研究開発 　ペタビット級の大容量フォトニックネットワークや高度無線ネットワーク、ユビキタスネットワークそしてこれらの融合した次世代ネットワーク技術を開発することにより、ユビキタスネット社会の基盤の確立を目指す。そのために、新機能光処理技術に基づいたフォトニックネットワークシステム、次世代情報技術と統合した高機能ネットワーク構築技術、ユビキタスネット社会を支えるコアネットワーク技術、グローバルな相互接続性を実現するユビキタスネットワーク技術を研究開発し、次世代のネットワークアーキテクチャを平成２２年までに実現し、実証研究開発ネットワークを構築する。さらに、これを元にその先の新世代ネットワークアーキテクチャの概念を構築し、その実現に向けた萌芽的研究を行う。 1-(1) フォトニックネットワーク技術に関する研究開発 　光の属性を極限まで効率的に利用する最先端のフォトニックネットワークシステムの基礎技術を研究開発するとともに、急速に進展するブロードバンド環境や映像等のコンテンツ利用の拡大に対応してネットワークの大容量化・高機能化を実現するため、ペタビット級のフォトニックネットワーク技術に関する研究開発を実施する。 1-(2) 次世代ネットワーク基盤技術に関する研究開発 　ペタビットクラスのネットワークを高信頼・高品質で提供しつつ効率的に運用する次世代ネットワークのためのネットワーク制御技術を研究開発する。特にブロードバンド基盤に関しては、今後形成されていくと考えられるヘテロジニアスな光ネットワーク環境において、パスネットワークをユーザが自立的に構成しつつ分散された資源を連携させ必要な性能、機能、信頼性及び安全性を確保していける制御のアーキテクチャ構築を重点に研究開発を進める。また移動系では、ＩＰネットワークではカバーできないユビキタス系、アドホック系及びセンサ系を含むオーバーレイネットワークを形成し、個人を意識した的確なルーティング技術を確立し、固定系との強い連携を実現する。 1-(3) 最先端の研究開発テストベッドネットワークの構築 　ユビキタスネットワーク時代に向け、ネットワーク関連技術の一層の高度化や多彩なアプリケーションの創出に資するため、全国規模かつ国際間にまたがるテラビット級の伝送速度を有する高機能なテストベッドネットワークを基盤とする研究開発環境等を構築し、先端的		別添 研究開発課題 ●脳活動の統合的活用による情報通信技術、脳の仕組みを活かしたイノベーション創成型研究開発 　NIRS-EEGオンライン脳活動推定アルゴリズムの開発・高度化、高齢者・障がい者（チャレンジド）の社会参加に際して考えられる利用シーン（例：車いすの動作の制御、タイピングによるコミュニケーション、お手伝いロボットへの指示）等状況に応じたきめ細やかなBMIサービスを実現するため、基盤技術の研究開発を行う。また、脳や生体のおける情報処理の特徴を解明し、人間の意味理解に関係する脳内プロセスを理解する研究や前提として必要とされる基盤技術の研究開発を行う。 ●新世代ネットワーク基盤技術に関する研究開発 　信頼性やセキュリティ等の現在のネットワークが抱える様々な課題を解決し、柔軟で環境に優しく、国民の誰もがどんなときでも安心・信頼できる将来の社会基盤のネットワークとして、インターネットの次の新たな世代のネットワークを2020年頃に実現することを目指し、産学官の力を結集して基盤技術の研究開発を推進する。 ●いつでもどこでも接続可能なブロードバンドワイヤレス技術の研究開発 　屋内外を問わず超高速・大容量接続が可能な光ファイバ級の移動通信システム、コードの要らないワイヤレスブロードバンド家電の実現に向けた超高速移動通信システム技術、超高速近距離無線伝送技術等の基盤技術の研究開発を行うと共に、ホワイトスペース等の更なる電波の有効利用技術の研究開発等を実施し、その早期導入を図る。 ●フォトニックネットワーク技術の研究開発 　各家庭に光通信を低エネルギーで提供する光ネットワーク制御技術、光ファイバの容量を飛躍的に向上させる革新的光多重技術、オール光ルータを実現するための技術、量子情報通信技術などの研究開発を実施する。 ●革新的な３次元映像技術による超臨場感コミュニケーション技術 　医療等の応用を実現するために必要となる多感覚の情報を統合した応用システム化技術の研究開発、電子ホログラフィ視域角拡大のための狭ピッチなデバイスの開発及びそのデバイスを使用した電子ホログラフィシステム構成技術等の開発を行う。 ●最先端ネットワークセキュリティ技術に関する研究	

第２期中期目標		第３期中期目標（案）	
な情報通信技術の研究開発を行うとともに、産・学・官・地域等による研究開発や技術の実用化に向けた実証実験等を促進する。 1-(4) ユビキタスプラットフォーム技術に関する研究開発 　インターネット上で提供される多様なアプリケーションサービスを、安全かつ自在に組み合せた高付加価値サービスの提供を可能とする基盤技術の開発・実証を行う。 1-(5)無線ネットワーク技術に関する研究開発 　高速な伝送速度を要求する高度な無線サービスの実現や、人や機械がユビキタスにつながるディペンダブルなネットワークの構築を目指し、電波の性質を限界まで活用した通信方式等、無線ネットワークの更なるブロードバンド化、ユビキタス化及びシームレス化を達成するための、高度な無線ネットワーク技術に関する研究開発を行う。 1-(6) 高度衛星通信技術に関する研究開発 　地上ネットワークを補完する宇宙基盤のネットワークを実現し、防災対策やアジア・太平洋諸国一帯において広く利活用を目指す衛星通信実証実験を行い、また衛星通信をより大容量・高速化し、さらに早期に先進技術を軌道上で実証実用化するための研究開発を実施する。 1-(7) 光・量子通信技術に関する研究開発 　ＩＣＴの新たなパラダイムを創生し、将来のＩＣＴ高度情報通信社会における我が国の国際競争力を確保するため、革新的な光情報通信システムの実現に必要な光波情報通信技術、理論上盗聴不可能な通信網を実現する量子暗号ネットワーク技術、現在の情報通信技術を超える超大容量の量子通信の要素技術等を確立する。 1-(8) 新機能・極限技術に関する研究開発 　次世代情報通信技術の技術的・性能的限界の克服及び飛躍的発展、新しい情報通信技術や産業の種を開拓することを目的とし、原子・分子・超伝導体を用いた新機能・極限技術により未来の情報通信における基盤技術の研究開発を行う。 1-(9) バイオコミュニケーション技術に関する研究開発 　未来のコミュニケーション技術を人間にとって快適なものとする、人に優しい情報通信技術の創成を目指した萌芽的なコア技術開発として、人間の脳機能や生物の生体機能を解析し、状況・環境の変化を自律的に判断し快適かつ柔軟に情報通信を行うことができるバイオインスパイヤード(生物に学ぶ)・アルゴリズムやバイオ型(超低エネルギーで高機能等)ネットワークシステムな		開発 　世界最先端のサイバー攻撃観測・分析・対策・予防技術、セキュアネットワークの設計・評価と最適構成技術、次世代暗号基盤技術等、理論と実践を高度に融合させたネットワークセキュリティ技術の研究開発を行う。 ●防災・減災対策に貢献する衛星通信技術の研究開発 　被災地でもブロードバンド通信を利用可能とする災害時等の通信需要の変化に対応できる衛星通信技術、観測画像等の災害情報を迅速に収集、提供する光ワイヤレス技術等の研究開発を行う。 ●革新機能創成技術の研究開発 　超伝導、機能分子やバイオ材料など新規材料の優れた特性や最先端物理計測手法をいかすことで、新たな原理・概念に基づく革新的な情報通信技術を創出し、新世代の高度情報通信ネットワークの構築に必要な要素技術を確立する。また、テラヘルツ波無線通信によって、超高速・大容量無線の実現し、大容量情報へのアクセス利便性を格段に向上させるとともに、超高速特性を活かした瞬時接続による低消費電力化を実現する。また、広帯域電磁波による実時間センシングおよび分光分析の実現とバイオ・医療・工業分野等への応用展開により、生活を脅かす災害・犯罪・事故の防止と対処を可能とする。 ●ユニバーサル音声・言語コミュニケーション技術の研究開発 　コミュニケーションのグローバル化が進む中、言語・文化にかかわらず、また、システムの介在を意識することなく、いつでも、どこでも、だれもが必要な情報に容易にアクセスして、その内容を分析し、互いの円滑なコミュニケーションを可能とするため、音声・言語コミュニケーション技術の研究開発及び実証実験を行うとともに、研究開発成果のデモンストレーション（PR)を実施することにより、アジア諸国における成果の活用促進及び言語基盤の強化に貢献する。	

第２期中期目標		第３期中期目標（案）	
ど、情報通信の新概念につながる要素技術の開発を行う。 ２ ユニバーサルコミュニケーション基盤技術領域の研究開発 高齢者・障害者を含むだれもが、言語・文化、コンピュータやネットワークを意識することなく、思いのままに必要な情報やコンテンツを取り扱い、高度に利用できる要素技術を確立する。快適で人に優しいコミュニケーションや生活環境の実現に不可欠な要素技術や、あたかもその場にいるかのような超臨場感コミュニケーションの実現に不可欠な要素技術を開発する。 2-(1) ナチュラル・コミュニケーション技術に関する研究開発 言語・文化にかかわらず、またシステムの介在を意識することなく、だれもが必要な情報に容易にアクセスし、互いの円滑な交流を可能にする基盤技術を開発する。 2-(2) ユニバーサルコンテンツ技術に関する研究開発 世の中に流通する映像、楽曲、書籍、辞書等のあらゆる「知の情報」を、だれでも思いのままに、情報の信頼を確保しつつ、簡単に知的検索・編集・流通できる高度な利用環境を実現するための研究開発を行う。 2-(3) ユニバーサル・プラットフォーム技術に関する研究開発 少子高齢化社会の到来を見据え、ネットワークロボット、センサーネットワーク等による、だれにでも優しい次世代の知的居住、生活環境の実現を目指すための基盤技術を研究開発し、広範囲なユーザ参加型実証実験にてその有効性を検証する。 2-(4) コモン・リアリティ技術に関する研究開発 リアルで自然な立体音響・映像その他感覚情報により、あたかもその場にいるかのように感じることができる超臨場感コミュニケーションの実現に不可欠な、各種情報の取得・伝送・再現等の要素技術及びシステム・アプリケーション技術の研究開発を行う。 ３ 安心・安全のための情報通信技術領域の研究開発 ネットワーク自身及びネットワーク上を流通する情報の安全性、信頼性の確保及び生活空間から宇宙空間までの環境情報の取得・利活用を目的とした研究開発を行う。また、あらゆる場所で電波利用の進んだ高度化・高密度化した社会において、無線通信システムや人体に対してセキュアな電磁環境を実現する。 世界最高水準の時刻・周波数標準を確立し、これを基			

第２期中期目標		第３期中期目標（案）	
に位置・時刻認証技術と時空情報配信技術の高度化を進め、ＩＣＴ社会の安心・安全の基盤を支える。 3-(1) 情報セキュリティ技術に関する研究開発 　ネットワーク自身及びネットワーク上を流通する情報の安全性・信頼性を確保するためのセキュリティ技術と、大規模災害時にも切れずに防災・減災情報を瞬時に、かつ的確に利用できる技術を併せて、総合的な人間・情報のセキュリティを確保するための技術に関する研究開発を実施する。 3-(2) 宇宙・地球環境に関する研究開発 　社会・経済活動の安心・安全のために、生活空間から宇宙空間までの環境情報の計測・センシングを可能にする技術開発等を行い、シミュレーション技術、可視化技術、情報配信技術等を通じて、取得した環境情報の社会利活用への道を開く宇宙・地球環境に関する研究開発を行う。 3-(3) 時空標準に関する研究開発 　時刻と周波数は情報通信をはじめすべての科学技術の最も基本的な物理量であり、その標準は情報通信を支える基盤である。また、時刻・位置情報はあらゆるデジタル情報の重要なインデクスであり、その正確さと信頼性を抜きにＩＣＴ社会の安心・安全を語ることはできない。国民一人一人が安心・安全に利用できるネットワーク社会の確立に貢献するために、時空標準に関する研究開発を実施する。 3-(4) 電磁環境に関する研究開発 　多様化・高密度化する電波利用環境において多数の情報通信機器・システムが電磁波によって干渉を受けたり情報漏えいしたりすることなく動作し、また人体に対しても安心かつ安全に使用できるようにするために、電磁環境に関する研究開発を実施する。			